

水防災意識社会再構築協議会（大淀川上流）

日時：平成28年6月2日（木）

14：00～

場所：都城市役所西館4階

秘書公報課前会議室

議事次第

1. 開会

2. 挨拶

3. 議事

- 1) 「水防災意識社会再構築ビジョン」に基づく取組について
- 2) 水防災意識社会再構築協議会（大淀川上流）規約（案）の確認
- 3) 現状の水害リスク情報について
- 4) 現状の減災に関わる取組状況等について
 - ①洪水予報・避難勧告等の流れ
 - ②「水害に強い地域づくりのあり方について」（提言）について
 - ③提言を踏まえた取組状況
 - ④現状及び今後の河川整備について
- 5) 減災のための目標（案）について
- 6) 今後のスケジュールについて

4. その他

5. 閉会

「水防災意識社会 再構築ビジョン」 に基づく取組について

避難の遅れと長時間・広範囲の浸水による多数の孤立者の発生

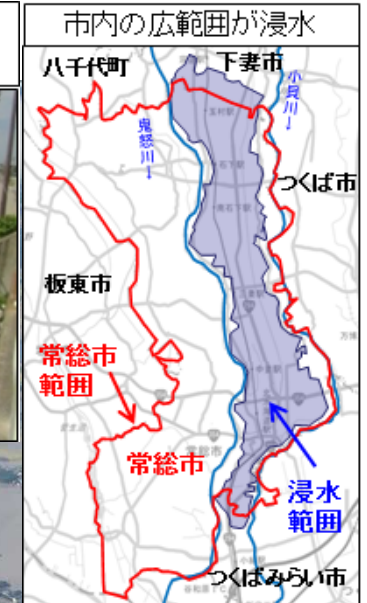
- 浸水は約40km²と広範囲に及び、宅地及び公共施設等の浸水が概ね解消するまでに10日を要した。
- 約4,300人が救助されるなど、避難の遅れや避難所の孤立化が発生。

鬼怒川下流域における一般被害の状況

項目	状況等
人的被害	死亡2名、重症2名、中等症11名、軽症17名
住宅被害	床上浸水 4,400件 床下浸水 6,600件
救助者	ヘリによる救助者数 1,343人 地上部隊による救助者数 2,919人
避難指示等	①避難指示 11,230世帯, 31,398人 ②避難勧告 990世帯, 2,775人 (※29日16時現在)
避難所開設等	避難者数 1,786人 (市内避難所 840人, 市外 946人) (※18日11時現在)

(茨城県災害対策本部 10月1日16時以前の発表資料より常総市関連を抜粋)

最大60台の排水ポンプ車で24時間排水を行い約10日間排水を実施



氾濫流による家屋の倒壊・流出





平成 27 年 12 月 11 日
水 管 理 ・ 国 土 保 全 局

「水防災意識社会 再構築ビジョン」を策定しました ～今後概ね5年間で「水防災意識社会」を再構築します～

平成 27 年 12 月 10 日に社会資本整備審議会会長から国土交通大臣に対して「大規模氾濫に対する減災のための治水対策のあり方について～社会意識の变革による「水防災意識社会」の再構築に向けて～」が答申されました。

この答申を踏まえ、新たに「水防災意識社会 再構築ビジョン」として、全ての直轄河川とその沿川市町村（109 水系、730 市町村）において、平成 32 年度目途に水防災意識社会を再構築する取組を行うこととしました。

各地域において、河川管理者・都道府県・市町村等からなる協議会等を新たに設置して減災のための目標を共有し、以下のハード・ソフト対策を一体的・計画的に推進します。

- ・「住民目線のソフト対策」
- ・「洪水を安全に流すためのハード対策」
- ・「危機管理型ハード対策」

添付資料

○資料 1：水防災意識社会 再構築ビジョン

○資料 2：大規模氾濫に対する減災のための治水対策のあり方について

～社会意識の变革による「水防災意識社会」の再構築に向けて～

・ 答申概要

・ 答申本文

※答申の審議過程及び公表資料等は以下のリンク先をご参照ください。

http://www.mlit.go.jp/river/shinngikai_blog/shaseishin/kasenbunkakai/shouuinkai/daikibohanran/index.html

【問い合わせ先】

国土交通省 水管理・国土保全局 河川計画課

（資料1について）河川技術調整官 奥田 晃久 [内線:35313]

河川企画係長 三國谷 隆伸 [内線:35333]

直通電話 03-5253-8443

（資料2について）河川計画調整室 課長補佐 浦山 洋一 [内線:35372]

直通電話 03-5253-8445

代表電話 03-5253-8111

FAX 03-5253-1602

水防災意識社会 再構築ビジョン

関東・東北豪雨を踏まえ、新たに「水防災意識社会 再構築ビジョン」として、全ての直轄河川とその沿川市町村（109水系、730市町村）において、平成32年度目途に水防災意識社会を再構築する取組を行う。

<ソフト対策> ・住民が自らリスクを察知し主体的に避難できるよう、より実効性のある「住民目線のソフト対策」へ転換し、平成28年出水期までを目途に重点的に実施。

<ハード対策> ・「洪水を安全に流すためのハード対策」に加え、氾濫が発生した場合にも被害を軽減する「危機管理型ハード対策」を導入し、平成32年度を目途に実施。

主な対策

各地域において、河川管理者・都道府県・市町村等からなる協議会等を新たに設置して減災のための目標を共有し、ハード・ソフト対策を一体的・計画的に推進する。

<危機管理型ハード対策>

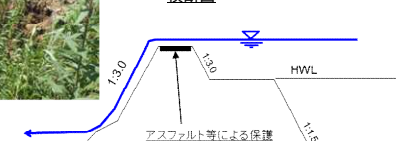
- 越水等が発生した場合でも決壊までの時間を少しでも引き延ばすよう堤防構造を工夫する対策の推進
いわゆる粘り強い構造の堤防の整備

<被害軽減を図るための堤防構造の工夫（対策例）>



法裏被災
天端のアスファルト等が、
越水による侵食から堤体を保護
（鳴瀬川水系吉田川、
平成27年9月関東・東北豪雨）

横断面図



<洪水を安全に流すためのハード対策>

- 優先的に整備が必要な区間において、堤防のかさ上げや浸透対策などを実施

<住民目線のソフト対策>

- 住民等の行動につながるリスク情報の周知
 - ・立ち退き避難が必要な家屋倒壊等氾濫想定区域等の公表
 - ・住民のとりべき行動を分かりやすく示したハザードマップへの改良
 - ・不動産関連事業者への説明会の開催
- 事前の行動計画作成、訓練の促進
 - ・タイムラインの策定
- 避難行動のきっかけとなる情報をリアルタイムで提供
 - ・水位計やライブカメラの設置
 - ・スマホ等によるプッシュ型の洪水予報等の提供



※ 家屋の倒壊・流失をもたらすような堤防決壊に伴う激しい氾濫流や河岸侵食が発生することが想定される区域

住民目線のソフト対策

○水害リスクの高い地域を中心に、スマートフォンを活用したプッシュ型の洪水予報の配信など、住民が自らリスクを察知し主体的に避難できるよう住民目線のソフト対策に重点的に取り組む。

リスク情報の周知

○立ち退き避難が必要な家屋倒壊等氾濫想定区域等の公表
⇒平成28年出水期までに水害リスクの高い約70水系、平成29年出水期までに全109水系で公表



○住民のとりべき行動を分かりやすく示したハザードマップへの改良
⇒「水害ハザードマップ検討委員会」にて意見を聴き、平成27年度内を目途に水害ハザードマップの手引きを作成

○不動産関連事業者への説明会の実施

⇒水害リスクを認識した不動産売買の普及等による、水害リスクを踏まえた土地利用の促進

事前の行動計画、訓練

- 避難に着目したタイムラインの策定
- 首長も参加するロールプレイング形式の訓練



⇒平成28年出水期までに水害リスクの高い約400市町村平成32年度までに全730市町村で策定

避難行動のきっかけとなる情報をリアルタイムで提供

スマホ等で取得



洪水予報等の情報をプッシュ型で配信

自分のいる場所の近傍の情報



⇒平成28年夏頃までに洪水に対しリスクが高い区間において水位計やライブカメラを設置
・平成28年出水期からスマートフォン等によるプッシュ型の洪水予報等の配信を順次実施

洪水を安全に流すためのハード対策

平成27年9月関東・東北豪雨を踏まえて設定した、堤防整備・河道掘削等の流下能力向上対策、浸透・パイピング対策、侵食・洗掘対策に関し、優先的に対策が必要な区間約1,200kmについて、平成32年度を目途に、今後概ね5年間で対策を実施する。

パイピング、法すべり



漏水対策(浸透含む)

L=約360km(堤防への浸透対策)

L=約330km(パイピング対策)

- ・過去の漏水実績箇所等、浸透により堤防が崩壊するおそれのある箇所
- ・旧河道跡等、パイピングにより堤防が崩壊するおそれのある箇所



鳴瀬川支川吉田川(宮城県)

流下能力不足



堤防整備・河道掘削

L=約760km

- ・堤防高が低い等、当面の目標に対して流下能力が不足している箇所
(上下流バランスを確保しながら実施)



利根川支川鬼怒川(茨城県)

水衝・洗掘



侵食・洗掘対策

L=約110km

- ・河床が深掘れしている箇所や水衝部等、河岸侵食・護岸欠損のおそれがある箇所



阿武隈川支川荒川(福島県)

優先的に対策を実施する区間L=約1,200km

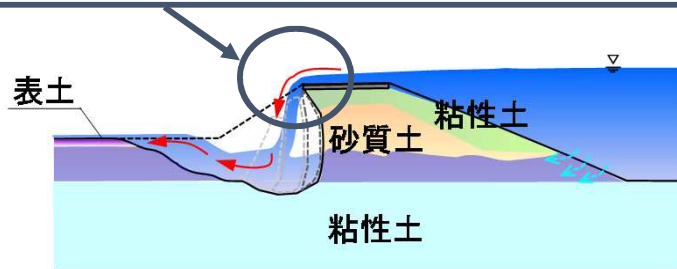
※各対策の延長は重複あり

危機管理型ハード対策

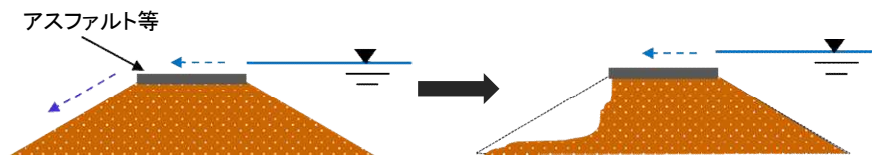
氾濫リスクが高いにも関わらず、当面の間、上下流バランス等の観点から堤防整備に至らない区間など約1,800kmについて、決壊までの時間を少しでも引き延ばすよう、堤防構造を工夫する対策を平成32年度を目途に、今後概ね5年間で実施する。

堤防天端の保護

堤防天端をアスファルト等で保護し、堤防への雨水の浸透を抑制するとともに、越水した場合には法肩部の崩壊の進行を遅らせることにより、決壊までの時間を少しでも延ばす

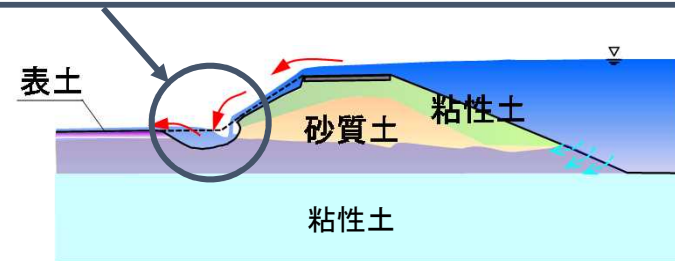


堤防天端をアスファルト等で保護した堤防では、ある程度の時間、アスファルト等が残っている。

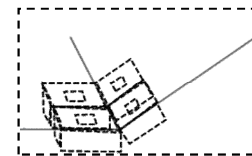


堤防裏法尻の補強

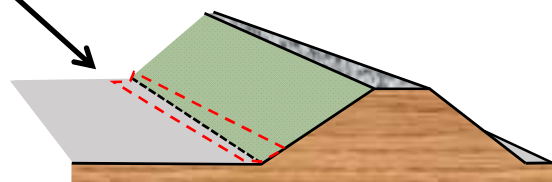
裏法尻をブロック等で補強し、越水した場合には深掘れの進行を遅らせることにより、決壊までの時間を少しでも延ばす



堤防裏法尻をブロック等で補強



※ 具体的な工法については検討中



約1,310km

約630km

対策を実施する区間L=約1,800km

※各対策の延長は重複あり

平成 28 年 1 月 18 日

国水河計第 77 号

九州地方整備局長 殿

水管理・国土保全局長

(公 印 省 略)

「水防災意識社会 再構築ビジョン」に基づく取組について

平成 27 年 9 月関東・東北豪雨では、流下能力を上回る洪水により利根川水系鬼怒川の堤防が決壊し、氾濫流による家屋の倒壊・流失や広範囲かつ長期間の浸水が発生した。また、これらに住民の避難の遅れも加わり、近年の水害では例を見ないほどの多数の孤立者が発生する事態となった。今後、気候変動の影響により、このような施設の能力を上回る洪水の発生頻度が高まることが懸念される。

こうした背景から、平成 27 年 12 月 10 日に社会資本整備審議会会長から国土交通大臣に対して「大規模氾濫に対する減災のための治水対策のあり方について～社会意識の変革による「水防災意識社会」の再構築に向けて～」が答申された。本答申において「施設では守り切れない大洪水は必ず発生するとの考えに立ち、水防災意識社会を再構築する必要がある」とされていることを踏まえ、新たに「水防災意識社会 再構築ビジョン」として、全ての直轄河川とその沿川市町村において、平成 32 年度を目標に水防災意識社会を再構築する以下の取組を行うこととする。

- ・住民が自らリスクを察知し主体的に避難するための、より実効性のある「住民目線のソフト対策」への転換
- ・優先的に整備が必要な区間における「洪水を安全に流すためのハード対策」の着実な推進
- ・越水等が発生した場合でも決壊までの時間を少しでも引き延ばす堤防構造の工夫等「危機管理型ハード対策」の導入

ついては、今後、各地域において、河川管理者、都道府県、市町村等からなる協議会等を設置して減災のための目標を共有し、これらのハード対策とソフト対策を一体的、計画的に推進されたい。

貴職におかれては、貴管内の都道府県及び政令指定都市に対し、本通知を周知されたい。

水防災意識社会再構築協議会（大淀川上流）規約（案）

（名称）

第1条 本協議会は、水防災意識社会再構築協議会（大淀川上流）（以下「協議会」という。）と称する。

（目的）

第2条 協議会は、次の各号に掲げる事項を目的とする。

- 1 台風などの出水による甚大な被害に対処するため、大淀川上流域における被害を軽減するための具体的方策の検討など、地域との連携による水害に強い地域づくりの推進を図る。
- 2 平成24年7月九州北部豪雨、平成27年9月関東・東北豪雨など、近年大規模な浸水被害が頻発していることを踏まえ、国、県、市町が連携・協力して、減災のための目標を共有し、ハード対策とソフト対策を一体的、計画的に推進することにより、氾濫が発生することを前提として社会全体で常に洪水に備える「水防災意識社会」を再構築する。

（協議会の構成）

第3条 協議会は、別表1の職にある者をもって構成する。

- 二 協議会の運営、進行及び招集は事務局が行う。
- 三 事務局は、第1項による者のほか、必要に応じてアドバイザー（学識経験者等）の参加を求めることができる。

（幹事会の構成）

第4条 協議会に幹事会を置く。

- 二 幹事会は、別表2の職にある者をもって構成する。
- 三 幹事会の運営、進行及び招集は事務局が行う。
- 四 幹事会は、協議会の運営に必要な情報交換、調査、分析、減災対策等の各種検討、調整を行うことを目的とし、結果について協議会へ報告する。
- 五 事務局は、第2項による者のほか、必要に応じて別表2の職にある者以外の者及びアドバイザー（学識経験者等）の参加を求めることができる。

（協議会の実施事項）

第5条 協議会は、次の各号に掲げる事項を実施する。

- 1 洪水による浸水想定等の水害リスク情報を共有するとともに、各構成員がそれぞれ又は連携して実施している現状の減災に係る取組状況等について共有する。
- 2 迅速かつ安全な避難、的確な水防活動の実現、円滑かつ迅速な氾濫水の排水及び水防災教育の推進等を図るために各構成員がそれぞれ又は連携して取り組む事項をまとめた地域の取組方針を作成し、共有する。
- 3 毎年、協議会を開催するなどして、地域の取組方針の実施状況を確認し、情報の共有を図る。

4 その他、大規模氾濫に関する減災対策に関して必要な事項を実施する。

(会議の公開)

第6条 協議会は、原則として報道機関を通じて公開とする。ただし、審議内容によっては、協議会に諮り、非公開とすることができる。

二 幹事会は、原則非公開とし、幹事会の結果を協議会へ報告することにより公開と見なす。

(協議会資料等の公表)

第7条 協議会に提出された資料等については速やかに公表するものとする。ただし、個人情報等で公表することが適切でない資料等については、協議会の了解を得て公表しないものとする。

二 協議会の議事については、事務局が議事概要を作成し、出席した委員の確認を得た後、公表するものとする。

(事務局)

第8条 協議会の円滑な推進のための事務局を置く。

二 事務局は、九州地方整備局宮崎河川国道事務所調査第一課とする。

(雑則)

第9条 この規約に定めるもののほか、協議会の議事の手続きその他運営に関し必要な事項については、委員会で定めるものとする。

(附則)

第10条 本規約は、平成28年6月2日から施行する。

別表－１

水防災意識社会再構築協議会（大淀川上流） 委員名簿

機 関 名	所 属 等	氏 名
国土交通省 宮崎河川国道事務所	事務所長	鈴木 彰一
気象庁 宮崎地方気象台	台長	小泉 岳司
宮崎県 県土整備部	危機管理局長兼危機管理課長	平原 利明
	河川課長	阿佐 真一
都城市	市長	池田 宜永

○アドバイザー

宮崎大学名誉教授

杉尾 哲

○事務局 宮崎河川国道事務所

調査第一課

水防災意識社会再構築幹事会（大淀川上流） 幹事名簿

機 関 名	所 属 等	氏 名	
国土交通省 宮崎河川国道事務所	副所長	飯田 茂幸	
	工務第一課長	仲武 浩仁	
	河川管理課長	工藤 秀樹	
	調査第一課長	東 和彦	
	都城出張所長	時任 勝宏	
気象庁 宮崎地方气象台	次長	関根 健二	
宮崎県	総務部	危機管理局危機管理課長補佐	佐藤 知徳
	県土整備部	河川課長補佐	小倉 弘康
		都市計画課長補佐	平部 隆典
		都城土木事務所	河川砂防課長
都城市	危機管理課長	海田 英昭	
	維持管理課長	山下 義寛	
	下水道課長	羽田野 徳寿	

○アドバイザー

宮崎大学名誉教授

杉尾 哲

○事務局 宮崎河川国道事務所

調査第一課

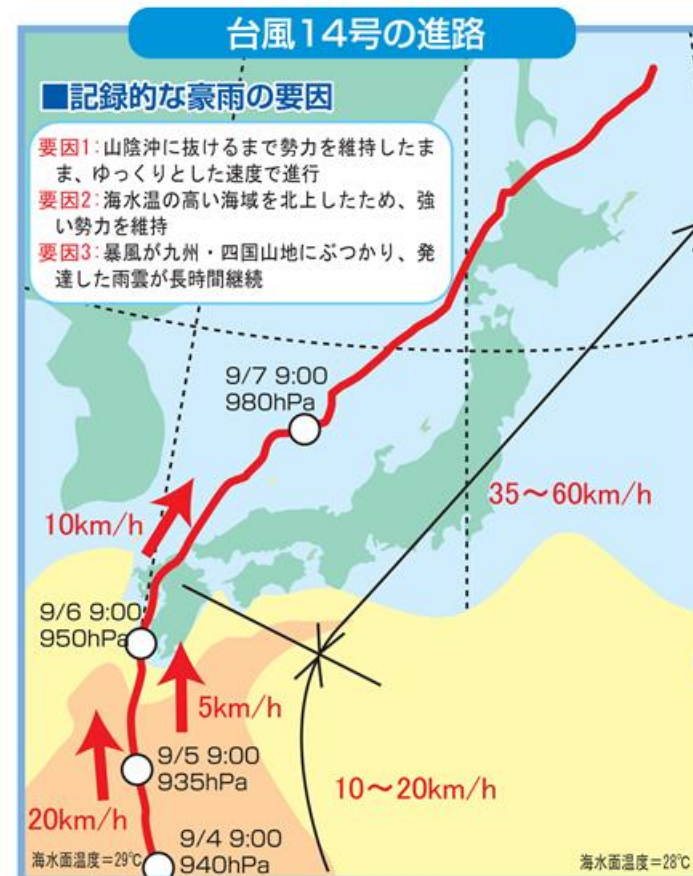
現状の水害リスク情報について

平成17年9月6日、私たちのふるさとを襲った台風14号。

平成17年9月6日、大型で非常に強い台風14号は宮崎県内を暴風雨域に巻き込みながら、九州の西の海上をゆっくりとした速度で通過し、県内に記録的な豪雨をもたらしました。

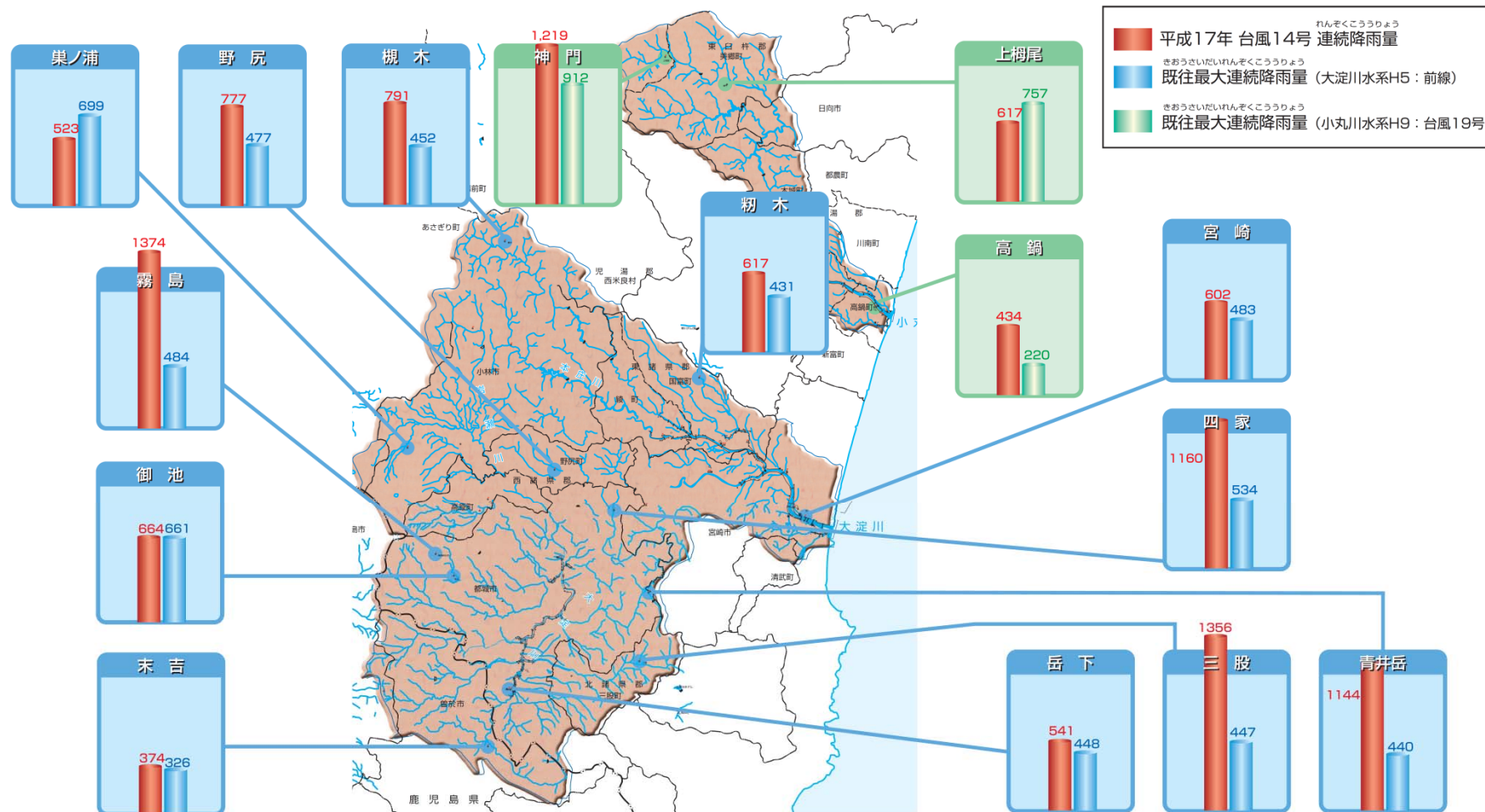
宮崎県南部は5日午後6時に暴風域に入り、大淀川水系三股雨量観測所で1,356mm、小丸川水系神門雨量観測所で1,219mmに達するなど、**3日間で年間降水量の1/3を超える大雨を記録**しました。

このため大淀川・小丸川水系の各河川においては河川整備の基本となる「**計画高水位**」を上回る洪水となり、宮崎市、都城市、高鍋町などで多くの家や田畑が浸水などによる被害を受けました。



現状の水害リスク情報（①平成17年台風の被害）

さい だい う りょう
大淀川と小丸川の最大雨量を比べると、
台風14号はそれまでの記録の約1.5倍の雨をもたらしました。



現状の水害リスク情報（①平成17年台風の被害）

大淀川水系大淀川上流の出水状況と浸水被害



浸水区域図



浸水面積	1,155ha
床上浸水	88戸
床下浸水	132戸

※宮崎河川国道事務所調べ



凡 例

- 床上浸水
- 床下浸水
- 雨量、自記
- 水位、自記
- テレメーター
- 流域
- 完成堤防

現状の水害リスク情報（①平成17年台風の被害）

都城市の被災状況①



高崎町蔵元 大淀川左岸(54k900)



高崎町蔵元 大淀川左岸(54k900)



高城町石山 国道10号 大淀川右岸(59k200)



【平常時】

都城市の被災状況②



高城町石山 高城第九公民館 大淀川右岸(59k600)



高城町 自衛隊災害支援 大淀川右岸(59k600)



都城市金田町 県道108号 大淀川右岸(71k000)



都城市宮丸 大淀川左岸(76k400)

現状の水害リスク情報（②浸水想定区域）

大淀川水系（大淀川上流）浸水想定区域図

- 都城盆地を流下する大淀川は河川の上流部にあたり、集水エリアが比較的狭いため洪水の到達が早く、川幅も狭い事から急激な水位上昇を引き起こす特徴を持つ。
- 浸水想定区域内の人口は約1万4千人にも及ぶ



平成27年の水防法等の一部改正を受け「想定し得る最大規模の降雨に伴う洪水」による浸水想定区域図を今年度中を目途に公表予定

注) 上記浸水想定区域図は、市町合併前に公表したものです。

○堤防整備状況、重要水防箇所、水防資機材の整備状況等について毎年、水防情報図を更新し関係機関と情報共有しています。



〇堤防整備状況、重要水防固所、水防具機材の整備状況等について毎年、水防情報誌を更新し関係機関と情報共有しています。

重要水防区域一覧表

番号	河川	河川名	河川番号	位置	面積(㎡)	備考	水防方法
1	大井川	大井川	10001	10001	1,000	大井川	堤防
2	大井川	大井川	10002	10002	1,000	大井川	堤防
3	大井川	大井川	10003	10003	1,000	大井川	堤防
4	大井川	大井川	10004	10004	1,000	大井川	堤防
5	大井川	大井川	10005	10005	1,000	大井川	堤防
6	大井川	大井川	10006	10006	1,000	大井川	堤防
7	大井川	大井川	10007	10007	1,000	大井川	堤防
8	大井川	大井川	10008	10008	1,000	大井川	堤防
9	大井川	大井川	10009	10009	1,000	大井川	堤防
10	大井川	大井川	10010	10010	1,000	大井川	堤防
11	大井川	大井川	10011	10011	1,000	大井川	堤防
12	大井川	大井川	10012	10012	1,000	大井川	堤防
13	大井川	大井川	10013	10013	1,000	大井川	堤防
14	大井川	大井川	10014	10014	1,000	大井川	堤防
15	大井川	大井川	10015	10015	1,000	大井川	堤防
16	大井川	大井川	10016	10016	1,000	大井川	堤防
17	大井川	大井川	10017	10017	1,000	大井川	堤防
18	大井川	大井川	10018	10018	1,000	大井川	堤防
19	大井川	大井川	10019	10019	1,000	大井川	堤防
20	大井川	大井川	10020	10020	1,000	大井川	堤防
21	大井川	大井川	10021	10021	1,000	大井川	堤防
22	大井川	大井川	10022	10022	1,000	大井川	堤防
23	大井川	大井川	10023	10023	1,000	大井川	堤防
24	大井川	大井川	10024	10024	1,000	大井川	堤防
25	大井川	大井川	10025	10025	1,000	大井川	堤防
26	大井川	大井川	10026	10026	1,000	大井川	堤防
27	大井川	大井川	10027	10027	1,000	大井川	堤防
28	大井川	大井川	10028	10028	1,000	大井川	堤防
29	大井川	大井川	10029	10029	1,000	大井川	堤防
30	大井川	大井川	10030	10030	1,000	大井川	堤防
31	大井川	大井川	10031	10031	1,000	大井川	堤防
32	大井川	大井川	10032	10032	1,000	大井川	堤防
33	大井川	大井川	10033	10033	1,000	大井川	堤防
34	大井川	大井川	10034	10034	1,000	大井川	堤防
35	大井川	大井川	10035	10035	1,000	大井川	堤防
36	大井川	大井川	10036	10036	1,000	大井川	堤防
37	大井川	大井川	10037	10037	1,000	大井川	堤防
38	大井川	大井川	10038	10038	1,000	大井川	堤防
39	大井川	大井川	10039	10039	1,000	大井川	堤防
40	大井川	大井川	10040	10040	1,000	大井川	堤防
41	大井川	大井川	10041	10041	1,000	大井川	堤防
42	大井川	大井川	10042	10042	1,000	大井川	堤防
43	大井川	大井川	10043	10043	1,000	大井川	堤防
44	大井川	大井川	10044	10044	1,000	大井川	堤防
45	大井川	大井川	10045	10045	1,000	大井川	堤防
46	大井川	大井川	10046	10046	1,000	大井川	堤防
47	大井川	大井川	10047	10047	1,000	大井川	堤防
48	大井川	大井川	10048	10048	1,000	大井川	堤防
49	大井川	大井川	10049	10049	1,000	大井川	堤防
50	大井川	大井川	10050	10050	1,000	大井川	堤防
51	大井川	大井川	10051	10051	1,000	大井川	堤防
52	大井川	大井川	10052	10052	1,000	大井川	堤防
53	大井川	大井川	10053	10053	1,000	大井川	堤防
54	大井川	大井川	10054	10054	1,000	大井川	堤防
55	大井川	大井川	10055	10055	1,000	大井川	堤防
56	大井川	大井川	10056	10056	1,000	大井川	堤防
57	大井川	大井川	10057	10057	1,000	大井川	堤防
58	大井川	大井川	10058	10058	1,000	大井川	堤防
59	大井川	大井川	10059	10059	1,000	大井川	堤防
60	大井川	大井川	10060	10060	1,000	大井川	堤防
61	大井川	大井川	10061	10061	1,000	大井川	堤防
62	大井川	大井川	10062	10062	1,000	大井川	堤防
63	大井川	大井川	10063	10063	1,000	大井川	堤防
64	大井川	大井川	10064	10064	1,000	大井川	堤防
65	大井川	大井川	10065	10065	1,000	大井川	堤防
66	大井川	大井川	10066	10066	1,000	大井川	堤防
67	大井川	大井川	10067	10067	1,000	大井川	堤防
68	大井川	大井川	10068	10068	1,000	大井川	堤防
69	大井川	大井川	10069	10069	1,000	大井川	堤防
70	大井川	大井川	10070	10070	1,000	大井川	堤防
71	大井川	大井川	10071	10071	1,000	大井川	堤防
72	大井川	大井川	10072	10072	1,000	大井川	堤防
73	大井川	大井川	10073	10073	1,000	大井川	堤防
74	大井川	大井川	10074	10074	1,000	大井川	堤防
75	大井川	大井川	10075	10075	1,000	大井川	堤防
76	大井川	大井川	10076	10076	1,000	大井川	堤防
77	大井川	大井川	10077	10077	1,000	大井川	堤防
78	大井川	大井川	10078	10078	1,000	大井川	堤防
79	大井川	大井川	10079	10079	1,000	大井川	堤防
80	大井川	大井川	10080	10080	1,000	大井川	堤防
81	大井川	大井川	10081	10081	1,000	大井川	堤防
82	大井川	大井川	10082	10082	1,000	大井川	堤防
83	大井川	大井川	10083	10083	1,000	大井川	堤防
84	大井川	大井川	10084	10084	1,000	大井川	堤防
85	大井川	大井川	10085	10085	1,000	大井川	堤防
86	大井川	大井川	10086	10086	1,000	大井川	堤防
87	大井川	大井川	10087	10087	1,000	大井川	堤防
88	大井川	大井川	10088	10088	1,000	大井川	堤防
89	大井川	大井川	10089	10089	1,000	大井川	堤防
90	大井川	大井川	10090	10090	1,000	大井川	堤防
91	大井川	大井川	10091	10091	1,000	大井川	堤防
92	大井川	大井川	10092	10092	1,000	大井川	堤防
93	大井川	大井川	10093	10093	1,000	大井川	堤防
94	大井川	大井川	10094	10094	1,000	大井川	堤防
95	大井川	大井川	10095	10095	1,000	大井川	堤防
96	大井川	大井川	10096	10096	1,000	大井川	堤防
97	大井川	大井川	10097	10097	1,000	大井川	堤防
98	大井川	大井川	10098	10098	1,000	大井川	堤防
99	大井川	大井川	10099	10099	1,000	大井川	堤防
100	大井川	大井川	10100	10100	1,000	大井川	堤防

重要水防固所一覧表

番号	河川	河川名	河川番号	位置	面積(㎡)	備考	水防方法
1	大井川	大井川	10001	10001	1,000	大井川	堤防
2	大井川	大井川	10002	10002	1,000	大井川	堤防
3	大井川	大井川	10003	10003	1,000	大井川	堤防
4	大井川	大井川	10004	10004	1,000	大井川	堤防
5	大井川	大井川	10005	10005	1,000	大井川	堤防
6	大井川	大井川	10006	10006	1,000	大井川	堤防
7	大井川	大井川	10007	10007	1,000	大井川	堤防
8	大井川	大井川	10008	10008	1,000	大井川	堤防
9	大井川	大井川	10009	10009	1,000	大井川	堤防
10	大井川	大井川	10010	10010	1,000	大井川	堤防
11	大井川	大井川	10011	10011	1,000	大井川	堤防
12	大井川	大井川	10012	10012	1,000	大井川	堤防
13	大井川	大井川	10013	10013	1,000	大井川	堤防
14	大井川	大井川	10014	10014	1,000	大井川	堤防
15	大井川	大井川	10015	10015	1,000	大井川	堤防
16	大井川	大井川	10016	10016	1,000	大井川	堤防
17	大井川	大井川	10017	10017	1,000	大井川	堤防
18	大井川	大井川	10018	10018	1,000	大井川	堤防
19	大井川	大井川	10019	10019	1,000	大井川	堤防
20	大井川	大井川	10020	10020	1,000	大井川	堤防
21	大井川	大井川	10021	10021	1,000	大井川	堤防
22	大井川	大井川	10022	10022	1,000	大井川	堤防
23	大井川	大井川	10023	10023	1,000	大井川	堤防
24	大井川	大井川	10024	10024	1,000	大井川	堤防
25	大井川	大井川	10025	10025	1,000	大井川	堤防
26	大井川	大井川	10026	10026	1,000	大井川	堤防
27	大井川	大井川	10027	10027	1,000	大井川	堤防
28	大井川	大井川	10028	10028	1,000	大井川	堤防
29	大井川	大井川	10029	10029	1,000	大井川	堤防
30	大井川	大井川	10030	10030	1,000	大井川	堤防
31	大井川	大井川	10031	10031	1,000	大井川	堤防
32	大井川	大井川	10032	10032	1,000	大井川	堤防
33	大井川	大井川	10033	10033	1,000	大井川	堤防
34	大井川	大井川	10034	10034	1,000	大井川	堤防
35	大井川	大井川	10035	10035	1,000	大井川	堤防
36	大井川	大井川	10036	10036	1,000	大井川	堤防
37	大井川	大井川	10037	10037	1,000	大井川	堤防
38	大井川	大井川	10038	10038	1,000	大井川	堤防
39	大井川	大井川	10039	10039	1,000	大井川	堤防
40	大井川	大井川	10040	10040	1,000	大井川	堤防
41	大井川	大井川	10041	10041	1,000	大井川	堤防
42	大井川	大井川	10042	10042	1,000	大井川	堤防
43	大井川	大井川	10043	10043	1,000	大井川	堤防
44	大井川	大井川	10044	10044	1,000	大井川	堤防
45	大井川	大井川	10045	10045	1,000	大井川	堤防
46	大井川	大井川	10046	10046	1,000	大井川	堤防
47	大井川	大井川	10047	10047	1,000	大井川	堤防
48	大井川	大井川	10048	10048	1,000	大井川	堤防
49	大井川	大井川	10049	10049	1,000	大井川	堤防
50	大井川	大井川	10050	10050	1,000	大井川	堤防
51	大井川	大井川	10051	10051	1,000	大井川	堤防
52	大井川	大井川	10052	10052	1,000	大井川	堤防
53	大井川	大井川	10053	10053	1,000	大井川	堤防
54	大井川	大井川	10054	10054	1,000	大井川	堤防
55	大井川	大井川	10055	10055	1,000	大井川	堤防
56	大井川	大井川	10056	10056	1,000	大井川	堤防
57	大井川	大井川	10057	10057	1,000	大井川	堤防
58	大井川	大井川	10058	10058	1,000	大井川	堤防
59	大井川	大井川	10059	10059	1,000	大井川	堤防
60	大井川	大井川	10060	10060	1,000	大井川	堤防
61	大井川	大井川	10061	10061	1,000	大井川	堤防
62	大井川	大井川	10062	10062	1,000	大井川	堤防
63	大井川	大井川	10063	10063	1,000	大井川	堤防
64	大井川	大井川	10064	10064	1,000	大井川	堤防
65	大井川	大井川	10065	10065	1,000	大井川	堤防
66	大井川	大井川	10066	10066	1,000	大井川	堤防
67	大井川	大井川	10067	10067	1,000	大井川	堤防
68	大井川						

現状の水害リスク情報（③洪水ハザードマップ等）

都城市防災マップ

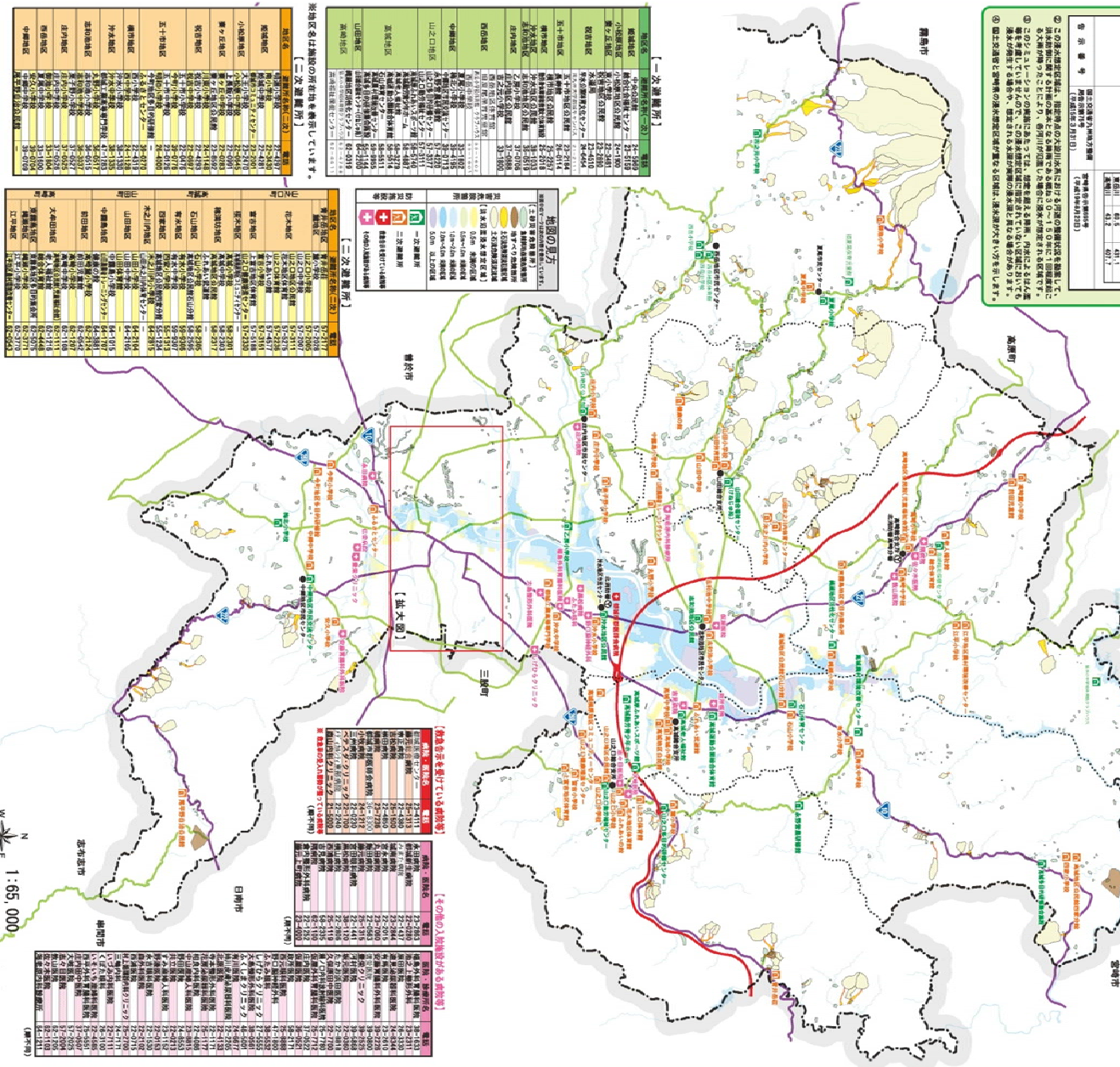
この施設では、市民のみならず、民間の危機係は安全に避難するために、地域の避難所や防災センターに避難するのです。

このように、日本では、大規模な災害に付いては、避難と避難所が災害による被害軽減の鍵や及ぶ重要な要素と見なされています。

この民間避難所は、土砂災害防止法、消防法、雪やりの関係等の区域等の指定避難所は、民間業者のおそれがある場合、無した場合には市が設置する避難所と表示しています。

① この図は、大淀川水系の河川における水位情報周知区域に

の規定により指定された淡水指定区域と、当該区域が淡水した場合に指定される水源その値を示したものです。

[illegible][illegible]

※避難する際には、地区に関係なく、利用しやすい避難所へ避難してください。

都城市

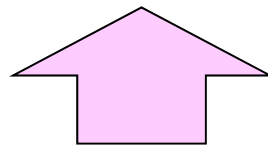
現状の減災に関わる取組状況等について

避難に関する国・県、市町、住民の行動

『避難行動』＝『命を守るための行動』

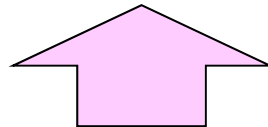
【住民】

市町村等からの情報を参考に、**自らの判断で避難行動**



【市町】

住民一人ひとりが避難行動をとる判断ができる**知識と情報を提供する**



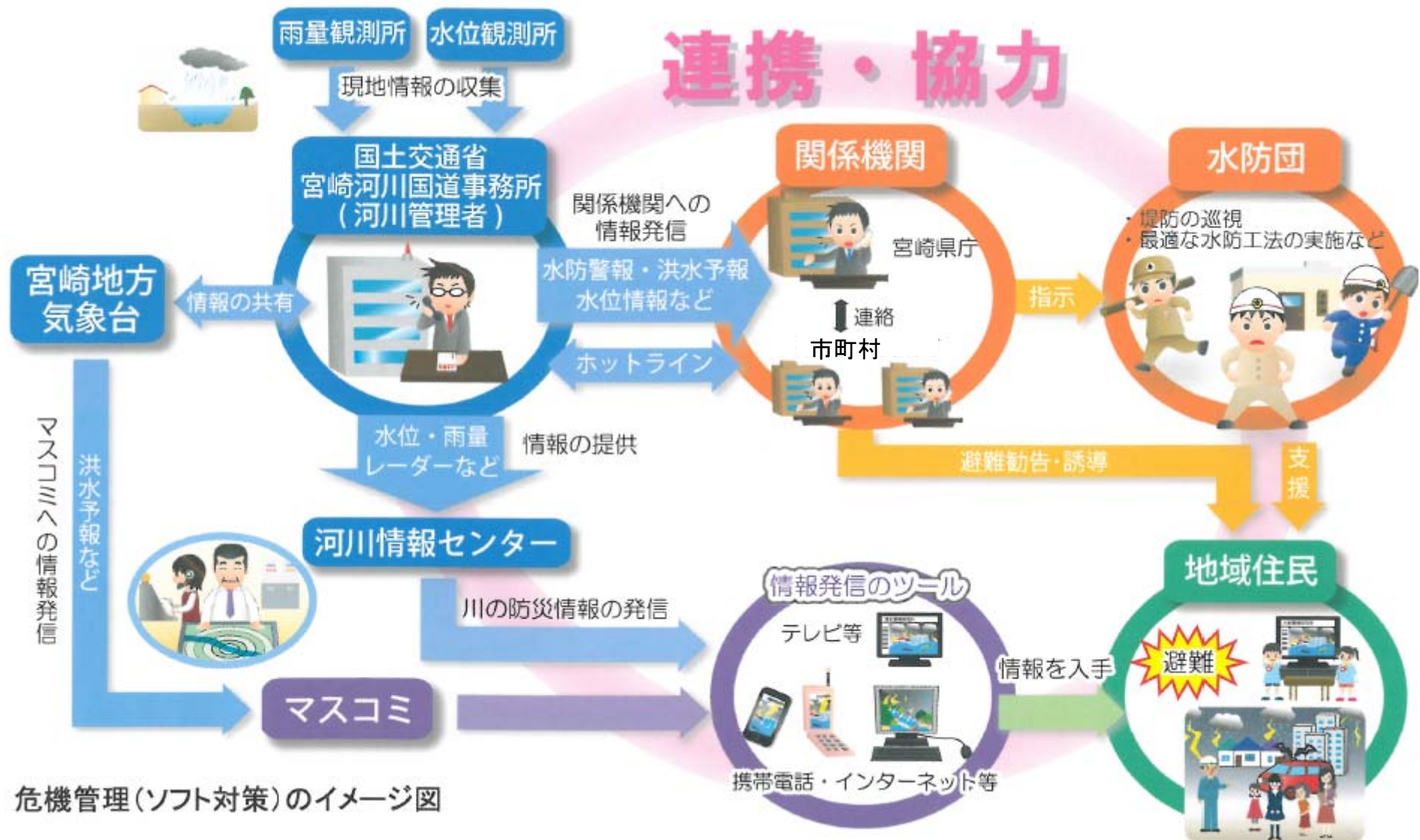
【国・県】

市町村長が避難勧告等の発令を**判断するための情報を具体的に示す**

避難に関する国・県、市町、住民の責務

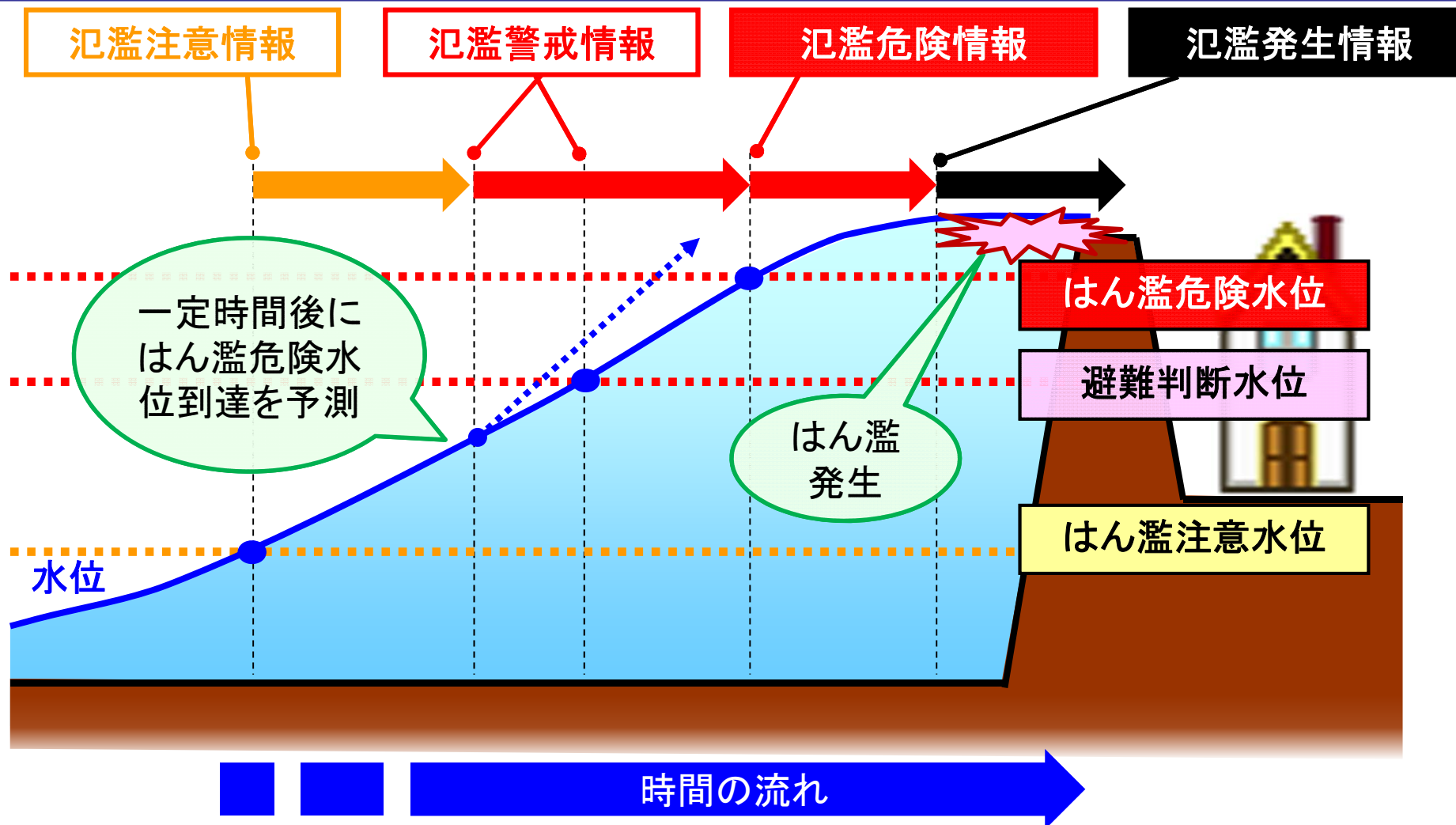
	行動	責務	関連法律
住民	避難行動	自ら災害に備えるための手段を講ずる	災害対策基本法
市町	避難勧告 避難指示	住民の生命、身体及び財産を災害から保護	災害対策基本法
国土交通省 宮崎県	指定河川水位 周知	河川の水位を知事及び市長村に通知するとともに、必要に応じて一般に周知	水防法
国土交通省 宮崎県 気象庁	指定河川洪水 予報	河川の状況を知事及び市長村に通知するとともに、必要に応じて一般に周知	水防法 気象業務法
気象庁	予報、警報	予報及び警報をする場合は、報道機関の協力を求めて、これを公衆に周知させるように努めなければならない	気象業務法

洪水予報・避難勧告等の流れ



指定河川洪水予報

- 水防法に基づき、基準水位に到達するおそれがある場合など、水位の状況に応じて、宮崎河川国道事務所と宮崎地方気象台は共同で指定河川洪水予報を実施



指定河川洪水予報文

正規

〇〇川 はん濫警戒情報

〇〇川洪水予報第〇号
洪水警戒報（発表）
平成〇〇年〇月〇日〇時〇分
〇〇河川事務所・〇〇气象台 共同発表

（見出し）

〇〇川では、はん濫危険水位（レベル4）に達する見込み

（主 文）

〇〇川の〇〇〇水位観測所（〇〇県〇〇市〇〇）では、〇〇日〇〇時頃にはん濫危険水位（レベル4）に達する見込みです。川沿いの〇〇市、〇〇市、〇〇町のうち堤防の無い、または堤防の低い箇所などでははん濫のおそれがありますので市町村からの避難情報に注意して下さい。

（雨量）

所により1時間に50ミリの雨が降っています。
今後もこの雨は降り続く見込みです。

流域	〇〇日〇〇時～〇〇日〇〇時までの 流域平均雨量	〇〇日〇〇時～〇〇日〇〇時までの 流域平均雨量の見込み
〇〇川流域	〇〇〇ミリ	〇〇ミリ

（水位）

〇〇川の水位観測所における水位は次のとおりと見込まれます。

観測所名	水位危険度		レベル1	レベル2	レベル3	レベル4
	水位(m) 又は流量(m ³ /s)		水防団 待機	はん濫 注意	避難 判断	はん濫 危険
〇〇〇 〇〇〇 〇〇〇	00日00時00分の状況	143.01				
	00日01時00分の予測					
	00日02時00分の予測					

問い合わせ先

水位関係：国土交通省 〇〇河川事務所 〇〇〇〇課 電話：000-000-0000（内線）〇〇〇

気象関係：気象庁 〇〇地方气象台 〇〇課 電話：000-000-0000（内線）〇〇〇

現状の減災に係わる取組状況等 ②「水害に強い地域づくりのあり方について」（提言）

○平成17年9月出水を受け、「大淀川水系水害に強い地域づくり委員会」にて、流域全体で取り組むソフト対策の基本方針が提言された。

■ 大淀川水系水害に強い地域づくり委員会

大淀川水系水害に強い地域づくり委員会			
(50音順)			
水害に強い地域づくりのあり方について (提言) 平成18年8月17日 大淀川水系水害に強い地域づくり委員会	委員	井上 巖	宮崎県土地改良事業団体連合会副会長
	"	岩切 康二	岩切環境技研(株)技術部長
	"	海老原 邦子	宮崎県建築士会宮崎支部副支部長
	"	川崎 好	宮崎県自治会連合会会長
	"	木佐貫 ひとみ	フリーパーソナリティー
	"	繁竹 治顕	NHK宮崎放送局 放送部長
	"	菅原 正之	UMKテレビ宮崎 報道部長
	委員長	杉尾 哲	宮崎大学教授
	委員	園田 米男	宮崎日日新聞社論説委員会副会長
	"	出口 近士	宮崎大学工学部助教授
	"	原田 隆典	宮崎大学工学部教授
	"	本山 三明	宮崎県消防長会長
	"	湯浅 和憲	MRT宮崎放送 ラジオ局長
	"	吉川 忠男	宮崎県消防協会会長



提言書受け渡しの様子(H18.8.17)



委員会の様子

現状の減災に係わる取組状況等 ②「水害に強い地域づくりのあり方について」（提言）

■台風14号水害による課題の整理

- | | |
|----------------------------|---|
| 1.
地域の課題 | ①高齢者など災害時要援護者や地域全体の避難体制が不十分
②避難経路・避難方法などの確認が不十分
③多くの住民が家屋の浸水を未想定
④避難場所において、食料等への過大な要求
⑤新興住宅地において大きな浸水被害が発生
⑥地域の水防団だけでは、十分な対応が困難 |
| 2.
情報連絡・
情報提供の
課題 | ①自治会加入世帯の低下・情報連絡システムの未整備
②防災情報を広報車等で提供する場合、暴風雨や雨戸を閉めた屋内では聞き取りにくく、情報が正確に伝わらない
③防災情報提供において宮崎市を中心とした主要都市部の情報に偏り、地方部の情報提供不足
④停電によりテレビやインターネットなどからの防災情報が入手不可
⑤都市部において防災無線の低い整備。整備済み箇所でも施設の老朽化等の課題
⑥避難場所・避難経路の情報が適切に提供されなかったため、特定施設への集中に伴う施設能力の限界、再移動に伴う危険な避難行動が発生 |
| 3.
自治体などの課題 | ①避難勧告等の発令が遅れ、危険な状態に避難実施
②指定避難場所が避難場所としての機能を発揮していない
③災害時要援護者への情報提供、避難体制が不十分
④ボランティア受け入れ体制の確保
⑤防災拠点の浸水被害 |
| 4.
まちづくり
の課題 | ①浸水実績の都市計画への反映
②都市化による浸水被害の拡大
③浸水した道路を利用した危険な避難
④油流出による2次被害の発生 |

■水害に強い地域づくりの方向性

【基本理念】
 リメンバー9.6 台風14号
 ～台風14号を教訓に～

- | | |
|--------------------|---|
| 1.
水害発生
前の取組 | ①水害に強い人づくりの推進
自助、公助、共助のバランスのとれた地域防災力の再構築
地域コミュニティの再構築、防災学習の推進
安全な避難経路や避難方法の確認
要援護者の磯方法検討
②情報伝達のための環境づくりの推進
わかりやすい情報を多様な手段で提供
地域住民の情報共有化、地域情報連絡網の再構築
災害時要援護者の支援体制構築
③水害に強いまちづくりの推進
地域住民自らが浸水に強い住み方への転換
雨水流出の抑制、安全な避難経路・避難場所の整備
④水害に強い防災拠点づくりの推進
災害時における防災拠点、防災施設の機能確保 |
| 2.
水害発生
中の取組 | リアルタイムの防災情報、適切な避難情報の提供に基づき、住民自らの状況判断による迅速かつ安全な避難 |
| 3.
水害発生
後の取組 | 関係機関・団体、企業等が連携した復旧体制の組織化
ボランティア受け入れ体制の確立
コーディネート体制の確立 |

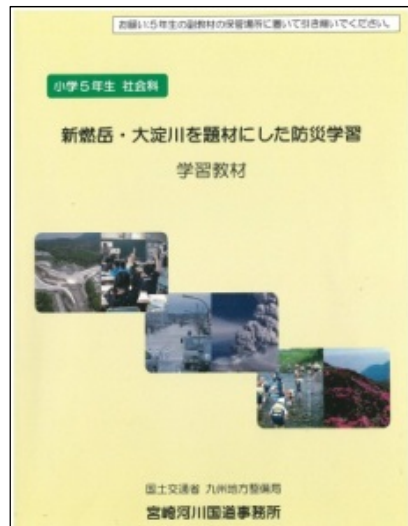
現状の減災に係わる取組状況等 ③提言を踏まえた取組

水害発生前の取組

(1) 1. 水害に強い人づくりの推進

②防災学習の推進

○小学校5年生の社会「自然災害を防ぐ」単元で使用する教材について、「新燃岳、大淀川を題材にした地域教材」を作成し、先生が「教科書＋地域教材」により教える取組(正規の授業)を実施しました。都城市内では、流域内2校において試行授業を実施しており、今後、他校にも展開していく予定です。また、教材データはHP上に公開しており、自由に活用できるようにしています。



教材は、都城市教育委員会、都城市推薦の社会科エキスパートティーチャー、都城市立高城小学校、都城市危機管理課とついに検討し、資料提供は国交省が行いました。



平成26年11月26日～12月10日までの4時限で実施した試行授業の様子



現状の減災に係わる取組状況等 ③提言を踏まえた取組

水害発生前の取組

(1) 1. 水害に強い人づくりの推進

③自主防災組織の結成と積極的活動(防災訓練の実施)

水没した道路の交通規制のため、地元消防団と協力し、バリケード設置を準備する都城市高崎町建設業協会



完成した交通規制のためのバリケードと、交通誘導中の高崎町建設業協会



堤防補強のための土のうを準備する都城市消防団



積み土のう工を行う都城市消防団



現状の減災に係わる取組状況等 ③提言を踏まえた取組

水害発生前の取組

(1) 1. 水害に強い人づくりの推進

③自主防災組織の結成と積極的活動(支援)

都城市自主防災組織補助金交付要綱

○都城市自主防災組織補助金交付要綱

平成18年1月1日

告示第195号

(趣旨)

第1条 市は、自主防災体制の充実強化を図るため、災害の防止及び災害による被害の軽減を目的として組織された防災組織(以下「自主防災組織」という。)に対して補助金を交付するものとし、その交付については、都城市補助金等交付規則(平成18年規則第64号)に定めるもののほか、この告示に定めるところによる。

(補助金の交付対象者)

第2条 補助金の交付対象者は、自治公民館又はこれに相当する団体を単位として組織された自主防災組織とする。ただし、2以上の自治公民館又はこれに相当する団体が共同で組織するものについては、これを1の自主防災組織とみなす。

(補助金の対象経費)

第3条 補助金の対象経費は、別表に掲げるとおりとする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、予算に定める額の範囲内とする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付申請をしようとするときは、補助金等交付申請書に、次に掲げる書類を添え、市長が指定する期日までに提出しなければならない。

(1) 事業計画書(防災資機材購入計画書)

(2) 予算書

(3) 規約

(補助金の交付条件)

第6条 補助事業者等は、補助事業に係る帳簿及び証拠書類を、事業完了後、5年間保存しなければならない。

(補助金申請の取下げ)

第7条 補助金申請の取下げは、補助金等の交付決定の通知を受けた日から20日以内にしなければならない。

(補助金の支払方法)

第8条 補助金の支払方法は、概算払とし、第2条に定める自主防災組織を構成する自治公民館又は団体の口座に振り込むものとする。

(実績報告)

第9条 補助事業者等は、補助事業等実績報告書に、次に掲げる書類を添え、事業完了後1月以内又は会計年度末のいずれか早い期日までに実績報告をしなければならない。

(1) 事業実績調査書

(2) 決算書

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成18年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の日の前日までに、合併前の都城市自主防災組織補助金交付要綱(平成8年度都城市告示第86号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この告示の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成19年9月4日告示第141号)

この告示は、公表の日から施行し、改正後の都城市自主防災組織補助金交付要綱の規定は、平成19年4月1日から適用する。

附 則(平成19年11月30日告示第187号)

この告示は、公表の日から施行し、改正後の都城市自主防災組織補助金交付要綱の規定は、平成19年4月1日から適用する。

別表(第3条関係)

初期消火資機材	可搬式小型動力ポンプ、可搬式散水装置、大型消火器、スタンドパイプ、組立型水槽、ホースボックス、活動服一式(消火)、その他初期消火活動に必要な資機材
救助用資機材	携帯用無線通信機、ハンドマイク、発電機、投光器、チェーンソー、エンジンカッター、可搬式ウィンチ、チェンブロック、ジャッキ、担架、梯子、救助ロープ、油圧式救助器具、除雪機、活動服一式(難燃)、その他救助活動に必要な資機材
救護用資機材	ろ水器、救急医療セット、防水シート、揚水気、毛布、簡易ベッド、簡易トイレ、炊飯装置、リヤカー、防災井戸、組立式シャワー、その他救護活動に必要な資機材
訓練用資機材	人命救助訓練用的人形、訓練用消火器具、視聴覚機器(ビデオ教材等)、その他訓練に必要な資機材

現状の減災に係わる取組状況等 ③提言を踏まえた取組

水害発生前の取組

(1)1. 水害に強い人づくりの推進

④防災リーダーの育成

住民を交えた合同巡視の開催

水防活動を円滑に行うために、出水期前に重要水防箇所や水防資材の場所等を関係機関合同で確認する「合同巡視」を、地域防災力の向上と防災リーダーの育成を図る意味から、住民を交えて実施するようにしています。



合同巡視(H28.2.1)

現状の減災に係わる取組状況等 ③提言を踏まえた取組

水害発生前の取組

(1)1. 水害に強い人づくりの推進

④防災リーダーの育成

都城市防災士養成事業補助金交付要綱

〇都城市防災士養成事業補助金交付要綱

平成26年6月4日

告示第155号

(趣旨)

第1条 市は、地域防災の担い手を養成し、もって地域防災力の向上を推進するため、防災士の資格を取得しようとする者に対し補助金を交付するものとし、その交付については、都城市補助金等交付規則（平成18年規則第64号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この告示に定めるところによる。

(定義)

第2条 この告示において防災士とは、地域社会の様々な場において減災及び地域防災力向上のための活動が期待され、かつ、そのために十分な意識、知識及び技能を有する者として、特定非営利活動法人日本防災士機構の防災士資格取得試験の合格通知を受けたものをいう。

(補助対象者)

第3条 補助金交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 宮崎県が主催する防災士養成研修を受講した者
- (2) 都城市に住所を有する者で、防災士の資格取得後、地域の防災リーダーとして地元の自主防災組織等で活動する意思のあるもの
- (3) 防災士の資格取得に関し、他の助成制度による支援を受けていない者（補助対象経費）

第4条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、防災士資格認定登録料とする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、予算の範囲内において、防災士資格認定登録料を上限とする。

	研修内容	講師等
9:00 ～ 9:30	受付	事務局(宮崎県防災士ネットワーク)
9:30 ～ 9:50	開講式・オリエンテーション	事務局(宮崎県防災士ネットワーク)
9:50 ～ 10:50	(講義Ⅰ)60分 ・なぜ、今、防災士なのか ・近年の自然災害に学ぶ ・行政(宮崎県)の災害対応	宮崎県防災士ネットワーク各支部 (又は県危機管理課)
休憩(10分)		
11:00 ～ 12:00	(講義Ⅱ)60分 ・地域の自主防災活動 ・身近でできる防災対策	宮崎県防災士ネットワーク各支部 (+市町村防災担当者)
昼食・休憩(60分)		
13:00 ～ 17:00	(講義Ⅲ)240分 ○災害図上訓練 ・風水害DIG ・地震津波DIG ・自宅周辺DIG	地域安全学会 顧問 宮本 英治 氏
休憩(10分)		
17:10 ～ 17:15	閉講式 ・履修証明書の交付	事務局(宮崎県防災士ネットワーク)
17:15 ～	受験申込手続 ・受験申込書の記入 ・3,000円の支払	事務局(宮崎県防災士ネットワーク)

宮崎県地域防災士養成研修(H27)

現状の減災に係わる取組状況等 ③提言を踏まえた取組

水害発生前の取組

(1)2. 情報伝達のための環境づくりの推進

①災害時要援護者を考慮した避難・誘導の取り組みの推進

都城市災害時要援護者避難支援プラン

平成 21年 3月

都 城 市

4.5 避難行動要支援者登録制度

市は、要援護者自らの申し出（手上げ方式）により個別支援計画の作成ができる避難行動要支援者登録制度（以下「登録制度」という。）を設ける。そのため、市の福祉関係課に登録窓口を設置するものとする。

登録は、3号様式「個別支援計画書兼避難行動要支援者登録申請書」の提出によって行うものとする。

3号様式（表）

個別支援計画書 兼 避難行動要支援者登録申請書

平成 年 月 日作成

☐ ひとり暮らし高齢者	☐ 寝たきり高齢者	作成機関（部署）
☐ 認知症高齢者	☐ 75歳以上の高齢者世帯	
☐ 要介護3以上居宅認定者	☐ 聴覚障がい者	作成担当者
☐ 1級又は2級の肢体障がい者	☐ 視覚障がい者	
☐ 精神障害手帳所持者	☐ 難病患者	
☐ 療育手帳所持者	☐ その他	

【登録者】

（ふりがな）			男・女
氏 名	◎		
住 所	都城市		
生 年 月 日	年 月 日生	電話番号	
世 帯 構 成 （本人含む）	人	危険区域 の 種 別	☐ 浸水 ☐ 土砂災害 ☐ 火山 ☐ その他（ ）
公民館加入	☐ 加入 ☐ 未加入	公民館名	

【支援者】

1	氏 名 機 関 名	関係・所属	
	住 所		
	電話番号	支援方法	☐ 情報伝達 ☐ 避難誘導
2	氏 名 機 関 名	関係・所属	
	住 所		
	電話番号	支援方法	☐ 情報伝達 ☐ 避難誘導
3	氏 名 機 関 名	関係・所属	
	住 所		
	電話番号	支援方法	☐ 情報伝達 ☐ 避難誘導

【緊急通報システム設備の有無】

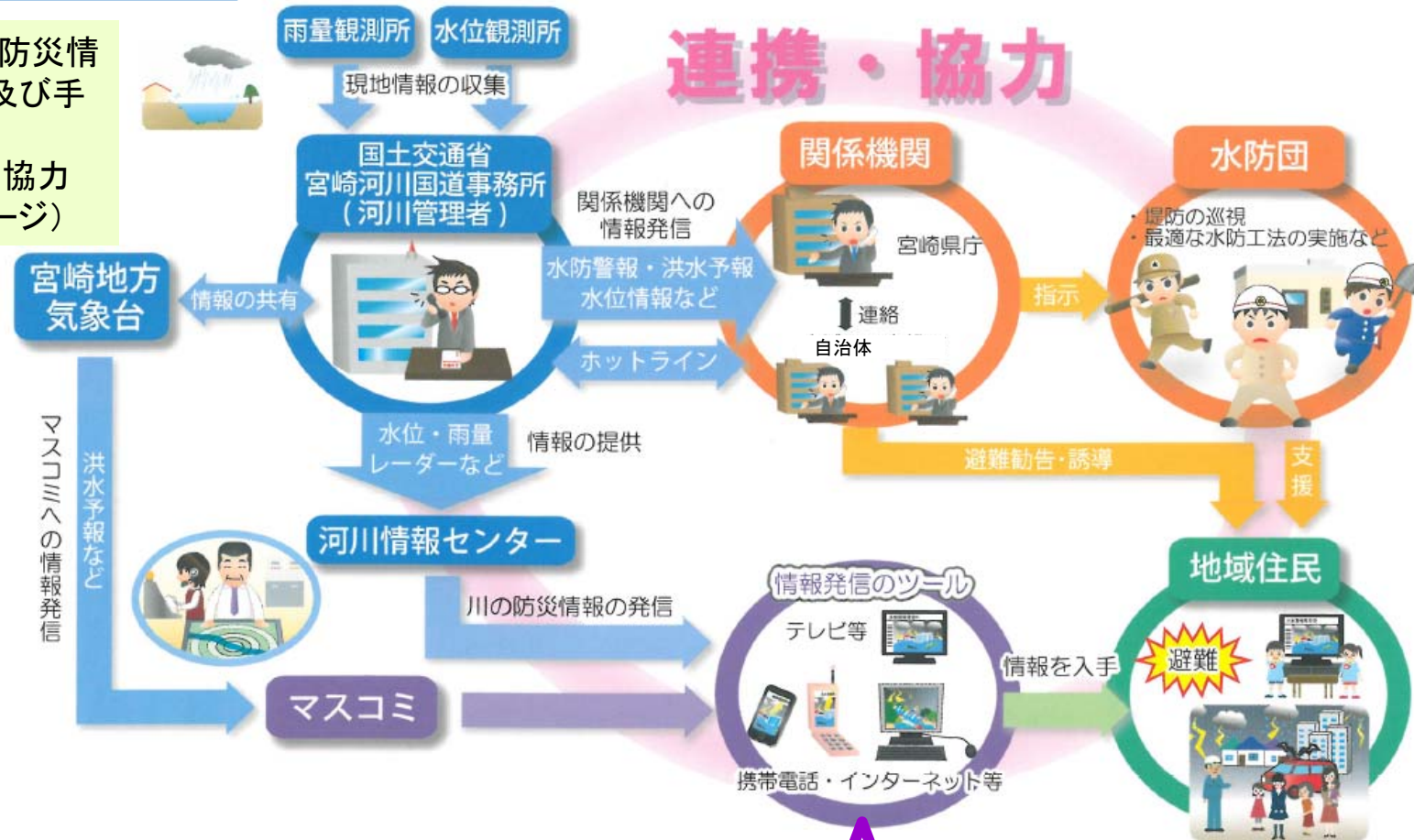
☐ あり ☐ なし

現状の減災に係わる取組状況等 ③提言を踏まえた取組

水害発生前の取組

(1)2. 情報伝達のための環境づくりの推進

④迅速かつ確実な防災情報・避難情報伝達及び手段の多様化
(危機管理の連携・協力及び情報提供イメージ)



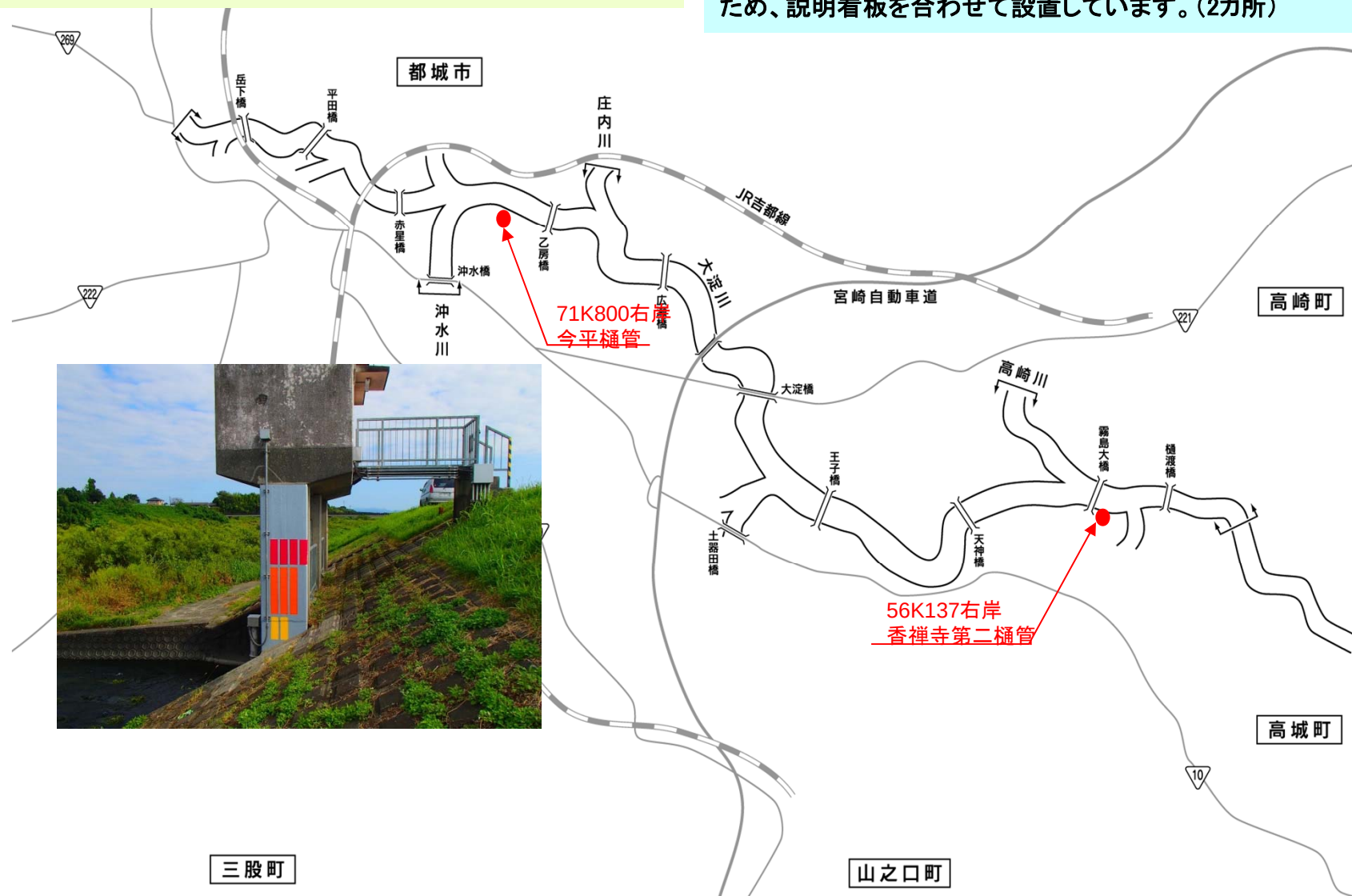
現状の減災に係わる取組状況等 ③提言を踏まえた取組

水害発生前の取組

(1)2. 情報伝達のための環境づくりの推進

④迅速かつ確実な防災情報・避難情報伝達及び手段の多様化(水位危険度レベル標示)

危険度レベルを示した水位標を川の中に標示し、目視やカメラ映像による現地状況の確認が、よりわかり易くなるようにしています。水防活動以外にも、日頃から住民の皆様にとって頂くため、説明看板を合わせて設置しています。(2カ所)



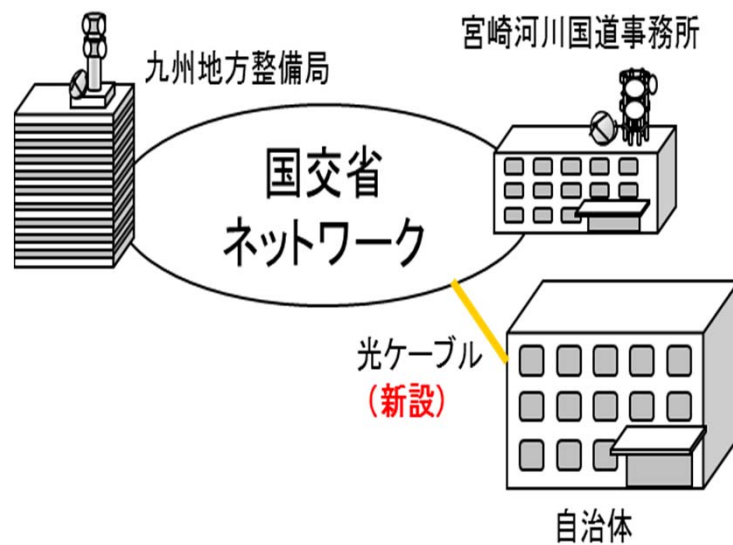
現状の減災に係わる取組状況等 ③提言を踏まえた取組

水害発生前の取組

(1)2. 情報伝達のための環境づくりの推進

④迅速かつ確実な防災情報・避難情報伝達及び手段の多様化

光ファイバー網の接続



接続概要図

洪水等の災害に適切な対応に資するため、管内監視カメラ映像や雨量・河川水位情報等を提供できる光ファイバーの接続を実施



都城市 (H27.6)



現状の減災に係わる取組状況等 ③提言を踏まえた取組

水害発生前の取組

(1)2. 情報伝達のための環境づくりの推進

⑤学習会等による災害情報の共有

防災手帳の作成



「防災手帳」を作成・配布し、いざという時に役立つ情報をすぐに見る事が出来るようにしています。



浸水情報看板の設置

日常時には洪水を知ってもらい、非常時には状況判断の一助となるよう、浸水情報看板を設置しています。



現状の減災に係わる取組状況等 ③提言を踏まえた取組

水害発生前の取組

(1)2. 情報伝達のための環境づくりの推進

⑤学習会等による災害情報の共有

防災・減災を考えるシンポジウム(H27.6.14)



紙面インタビュー(H27.10.23)



防災パネル展(H27.7.27~11.6)



西米良村役場



宮崎河川国道事務所



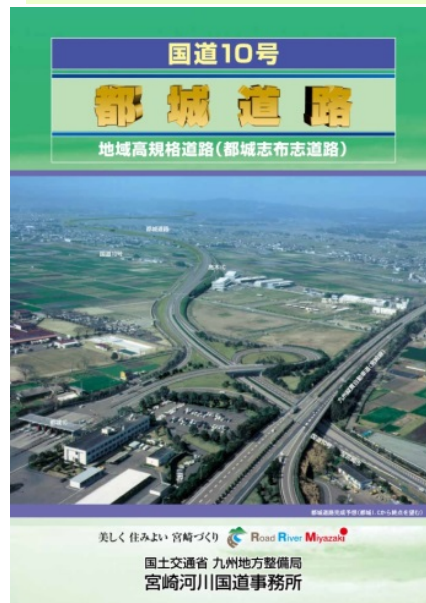
高鍋町役場

現状の減災に係わる取組状況等 ③提言を踏まえた取組

水害発生前の取組

(1)3. 水害に強いまちづくりの推進

⑥安全な避難経路・復旧路の整備



●災害時の代替機能の確保
(冠水時の迂回路として機能)

●交通混雑の緩和
(28分→11分 17分短縮により
国道10号の交通が転換される)

災害時の迂回経路



都城IC～五十町IC間所要時間



甲斐元地区救助活動状況(H16.8.30)

避難路・復旧路の点検・見直し・整備

現状の減災に係わる取組状況等 ③提言を踏まえた取組

水害発生中の取組

②住民自らが判断できるわかりやすく迅速なリアルタイム防災情報等の提供

国土交通省 九州地方整備局 みずさいがい 水災害情報提供の取組み

九州防災ポータルサイト **パソコン**

川の防災情報 (雨量・水位など) 気象情報

雨量レーダー (XRAIN) 台風情報

ライブカメラ 土砂災害危険度情報

河川情報アラームメール **携帯電話**

あ、メールだ!

0700時0分
〇〇川の〇〇観測所 (XX町付近) が、水位危険レベル2を突破しました。

【登録は以下の方法で】
空メールの送信
kasenalarm-entry@qsr.mlit.go.jp

地デジによる河川防災情報 **テレビ**

河川水位・雨量

約川 上約川観測所
1.16m はらん注意水位

河川	観測所	水位
約川	上約川	1.16m
大隅川	宮田橋	0.79m
多々良川	雨水橋	0.3m
新豆川	山王橋	1.31m
橘井川	橋田橋	0.04m
那珂川	下日佐	0.77m
室見川	橋本橋	1.19m
重山川	霞橋	0.51m

河川巡視



堤防などに異常な状況を発見した場合は、速やかに安全を確保するための対応を実施

③提言を踏まえた取組

水害発生後の取組

①地域間の相互支援の実施

②ボランティアのコーディネーター体制の確立

県民がつくる 宮崎防災ネットワーク

- 設立…平成18年7月6日
- 構成…NPO県民ボランティア協会
県内企業
- 目的…関係機関・団体などのネットワークで、企業が有する人的・物的資源などを生かした救援体制を整備。

☎0985-29-2949

SVCみやざき 災害時救援ボランティアコーディネーター

- 設立…平成17年10月17日
- 構成…宮崎市のSVC養成塾修了生32名により構成
- 目的…情報を共有しあうことで、災害時、ボランティアにより適切な指示などを与えること。

☎0985-20-8777

日本赤十字社 県支部

- 設立…平成18年5月21日
- 構成…日本赤十字社宮崎県支部
(団員を一般住民から募集)
- 目的…ボランティアセンターの運営、被災者への救援物資搬送、避難所の支援、義援金の受付など。

☎0985-22-4045

みやざき災害復興支援 ネットワーク

- 設立…平成17年9月25日
- 構成…宮崎県内のNPO法人
ボランティアのネットワーク
- 目的…平成17年の台風14号での要支援者を対象に、ボランティアで可能なサービスを行う。

☎050-6620-8379

宮崎県内で活動する
主な防災ボランティア団体の案内

防災 取り組み

ボランティアについて

被災した住民だけでは限界のある復旧活動に、災害ボランティアの果たす役割と重要性が年々高まってきています。

宮崎県内の災害ボランティア

平成17年の台風14号被災時には、センターが設置され、多くの災害ボランティアが復旧活動に尽力してくれたことは、報道などで目にした方もいると思います。

このように、豊かな社会づくりを目指す「自分にできること」を考え行動している方は、平成18年度現在、全国で150万人にのびます。

宮崎県内では、さらに多くの方が安心して災害ボランティアに参加していただくため、活動中(学習会など含)の方への事故やけがなどをボランティア保険に加入し、補償しています。

各市町村にボランティアセンター等が設置されています。

ボランティアによる仮設トイレの設置

ボランティア4つの原則	
自発性	他から強制されて行うのではなく、自発から進んで活動する
無償性	報酬としての報酬や名簿、謝金を求めない
非営利性	他種社会での問題解決のために、市民として
公益性	自ら解決策を共にし活動する
社会性	市民参加により地域社会をより豊かにしていく活動

ボランティアに関する問い合わせ

宮崎県ボランティアセンター
☎ 0985 (25) 0539

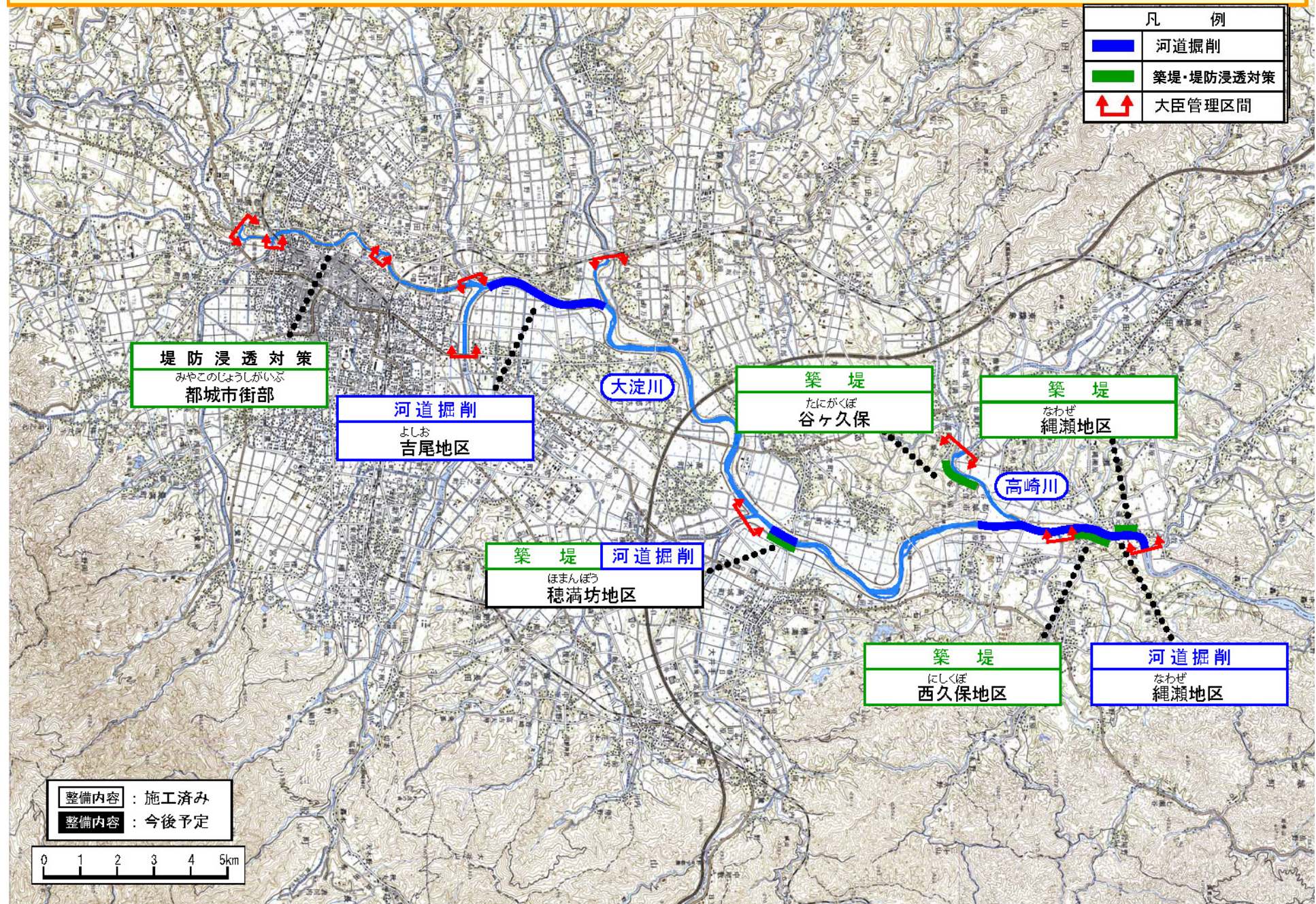
<http://www.bura-vola.org/v-center/index.html>

ボランティア活動に参加できる方、ボランティアを必要とする方からの相談を受けつけています。また、講座や研修、機材や保険などの支援、ボランティアに関する機会などを行い、県内のボランティア活動をバックアップしています。

水害に強い地域を目指して、今できること
～平成17年度(14号台風)を教訓に～

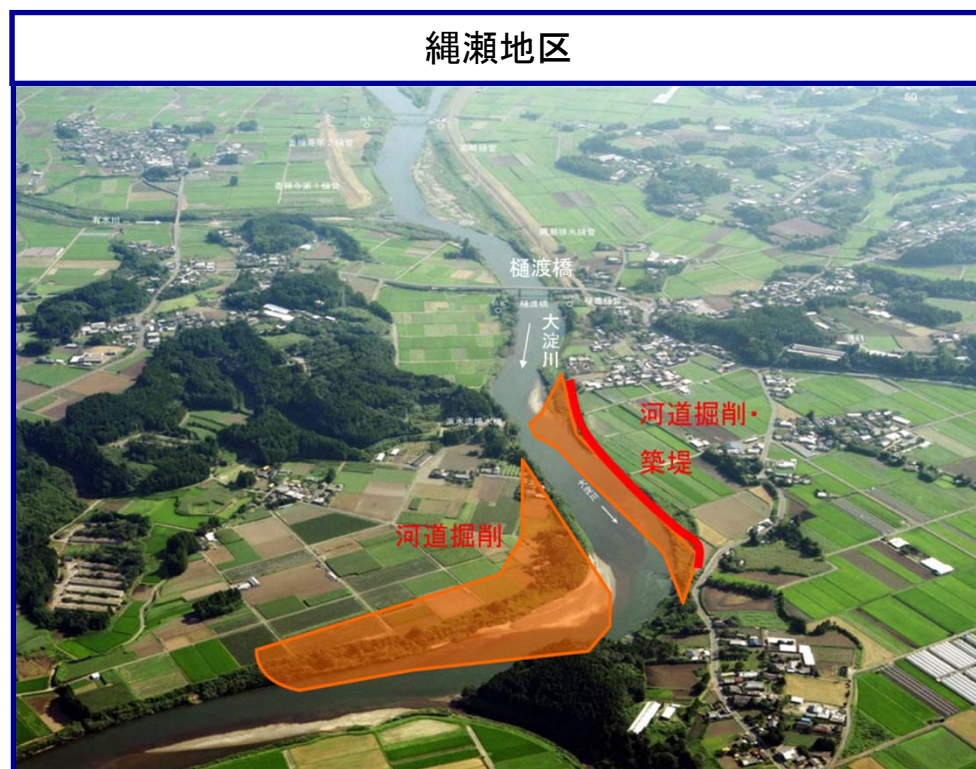
ボランティアに関する紹介
 (「防災手帳～水害に強い地域づくり～ 国土交通省」より)

現状の減災に係わる取組状況等 ④現状及び今後の河川整備について



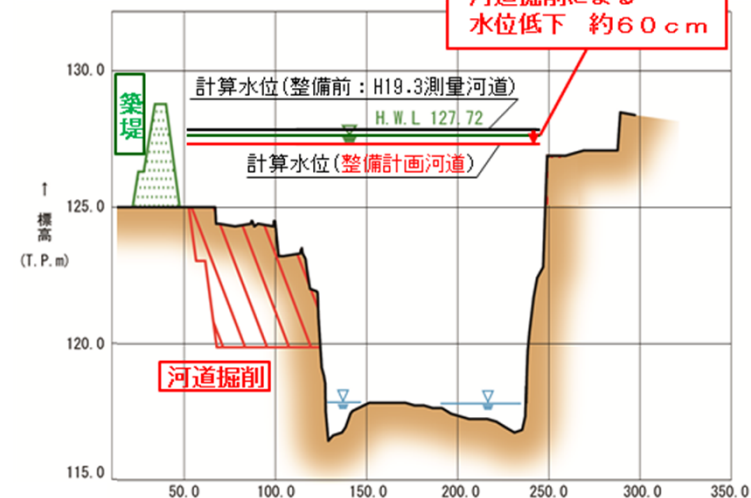
現状の減災に係わる取組状況等 ④現状及び今後の河川整備について

○縄瀬地区において、流下能力確保のため、整備計画目標流量を対象に築堤及び河道掘削を実施。



整備内容

縄瀬地区 54k200



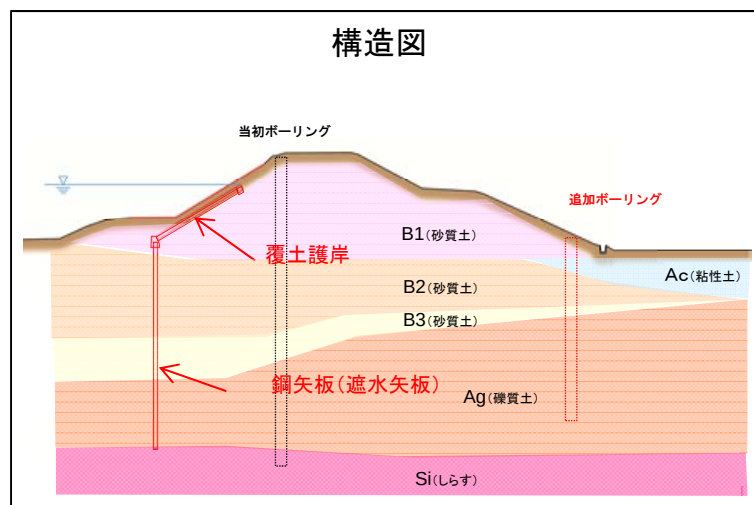
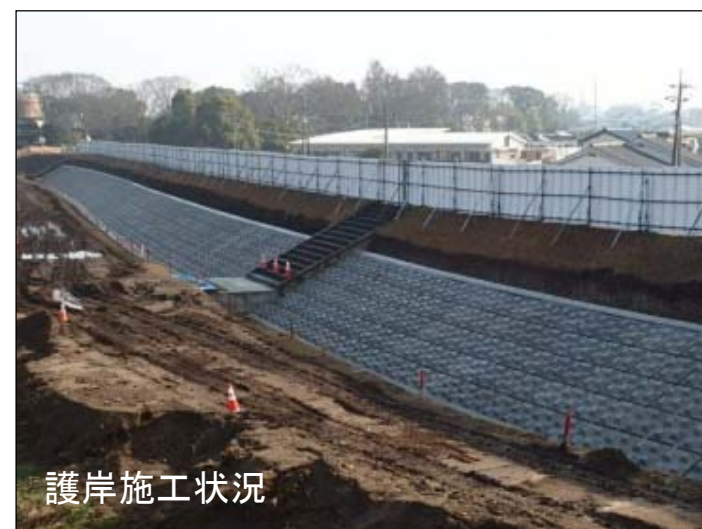
現状の減災に係わる取組状況等 ④現状及び今後の河川整備について

○平成24年7月九州北部豪雨を踏まえて実施した堤防緊急点検に基づき、堤防の浸透対策を実施。



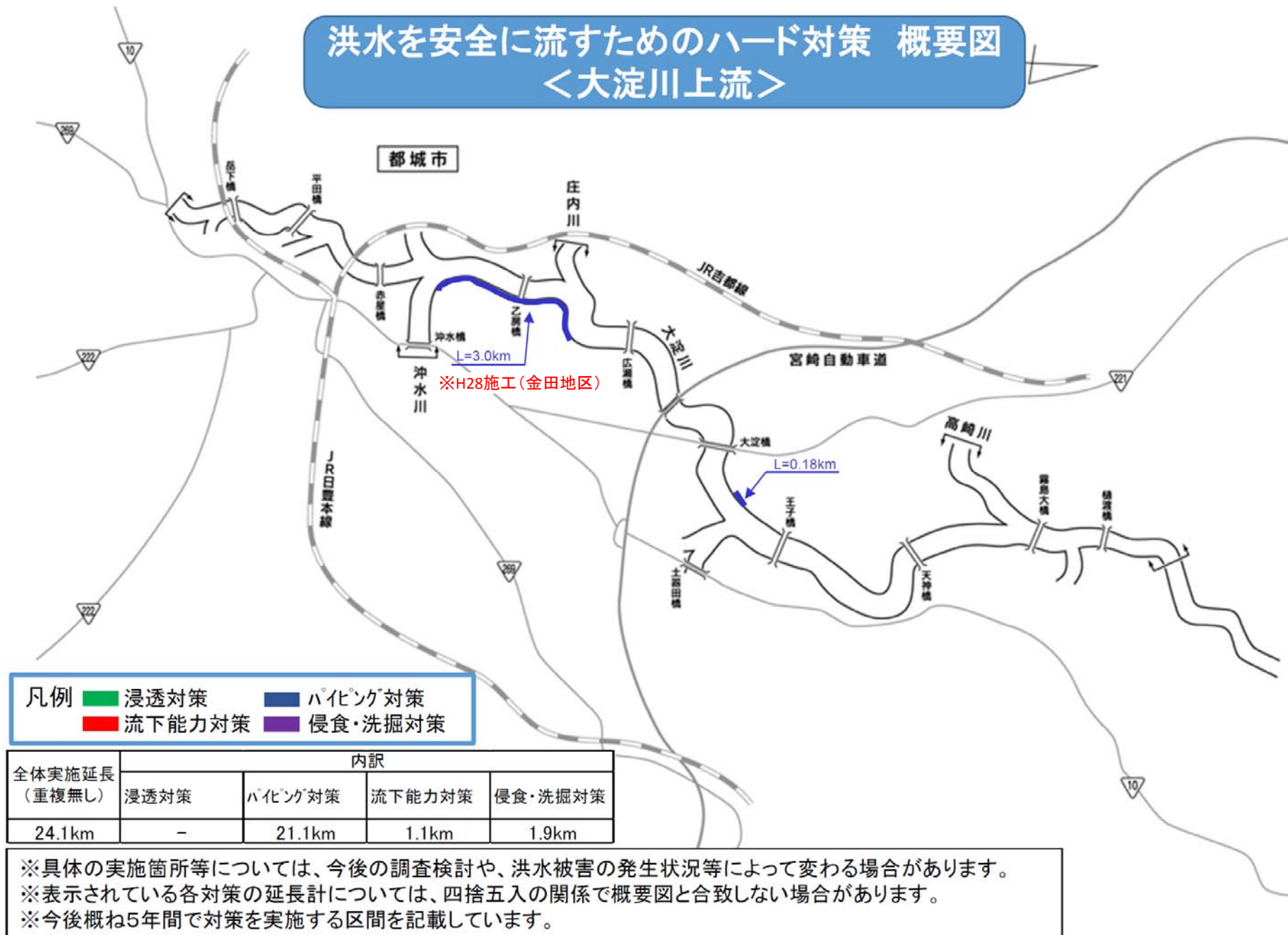
堤防浸透対策

都城市街部



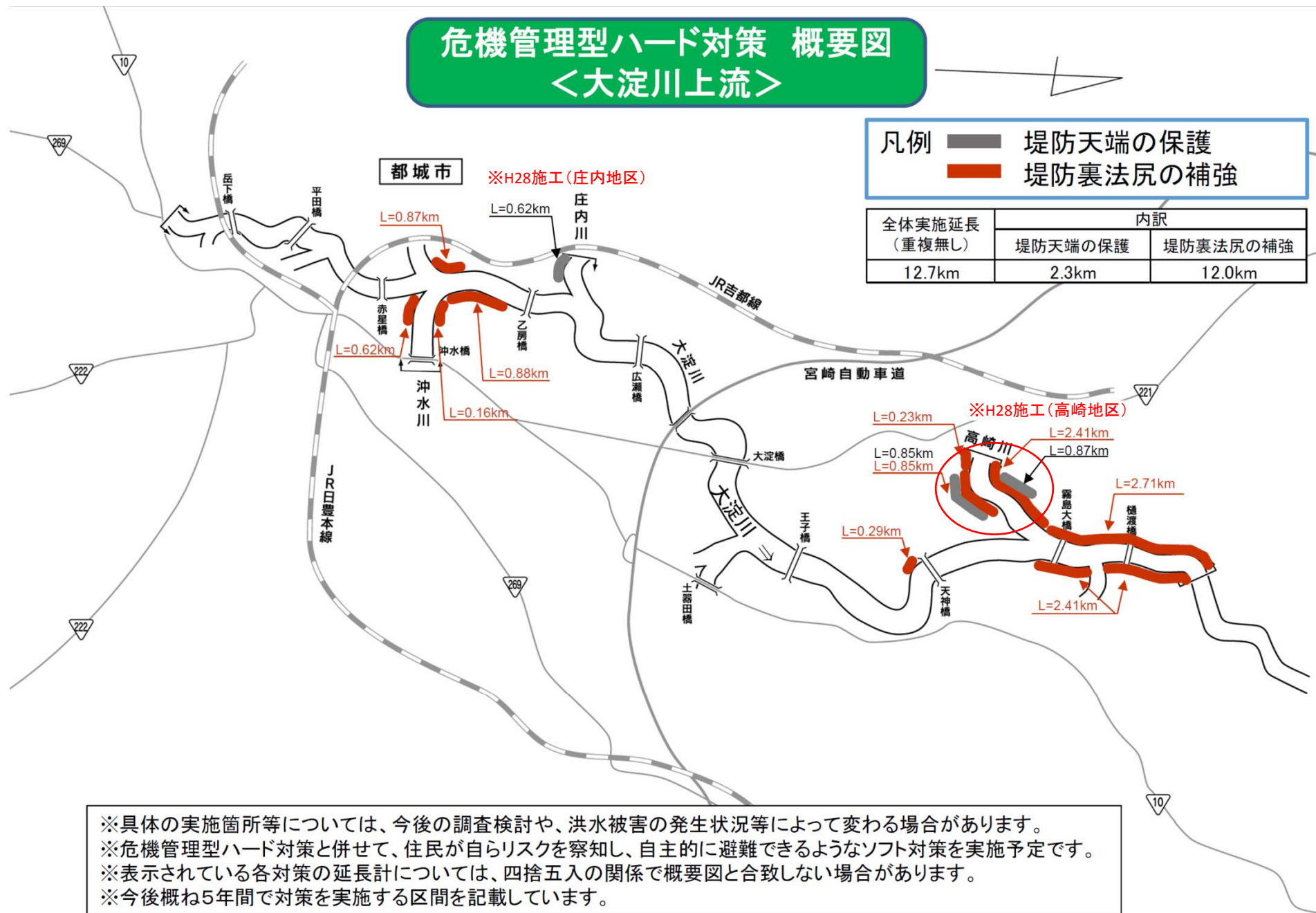
現状の減災に係わる取組状況等 ④現状及び今後の河川整備について

洪水を安全に流すためのハード対策 概要図 ＜大淀川上流＞



現状の減災に係わる取組状況等 ④現状及び今後の河川整備について

危機管理型ハード対策 概要図 ＜大淀川上流＞



大淀川水系河川整備基本方針と河川整備計画の改定

観測史上最大規模となった平成17年洪水等を踏まえ、現在、河川整備基本方針を改定作業中。6月末に策定の見込みであり、引き続き河川整備計画を策定し、さらなる事業展開を図る予定。

減災のための目標(案)について

平成17年台風14号災害と「水害に強い地域づくりのあり方について」

【宮崎県内被害】

平成17年台風14号は、三股観測所(大淀川水系)で1,356mm、神門観測所(小丸川水系)で1,219mmの連続降雨を記録するなど、3日間で年間降水量の1/3を超える降雨をもたらした。その結果、県内全域で全壊1,136棟、半壊3,381棟、一部損壊306棟、床上浸水1,405棟、床下浸水2,958棟の計9,186棟となる極めて甚大な被害をもたらした。

【大淀川・小丸川の被害】

大淀川・小丸川水系においても計画上の設計水位(計画高水位)に対し、宮崎市街部で約50cm(約11時間)、高鍋市街部で約30cm(約6時間)を超過する等、観測史上最大の流量を記録した。その結果、大淀川水系では浸水面積3,321ha、浸水家屋4,706戸(床上3,834戸、床下872)、小丸川水系では浸水面積178ha、浸水家屋241戸(床上32戸、床下209)となる多大なる浸水被害が発生。

【大淀川の被害から提言へ】

平成17年9月台風が宮崎県内に甚大な被害をもたらせたことを契機に、学識者やマスコミ、民間の防災関係者ら14名による「大淀川水系水害に強い地域づくり委員会」が組織され、4回の会議を経て平成18年8月に提言書がまとめられた。提言は、水害発生前、発生中、発生後に分けられ、特に発生前に関し、①ひとづくり②情報伝達③まちづくり④防災拠点に分けた具体的な提言であった。この提言に基づき、国、県、市、防災関係者はこの浸水被害を軽減するハード対策、地域自らが迅速で確実な避難行動をとるためのソフト対策をこれまで行ってきた。

大淀川（上流地区）における水害の特徴

- ①都城盆地を流下する上流部は、特に都城市街地において、上流側の集水エリアが比較的狭いため洪水の到達が早く、かつ比較的川幅も狭いことから、急激な水位上昇が発生。
- ②急激な水位上昇がもたらす浸水は避難経路の途絶による孤立化等を招き、避難を困難化させることから、迅速・的確な情報発信と確実な避難開始が必要。
- ③また、浸水域となる沿川には、都城市を代表する企業等が立地しており、浸水による被害の最小化と早期復興が必要。

水防災意識の現状

平成17年台風14号災害から10年が経過し、その間に大規模水害の発生もなかったことから、特に被災を直接受けなかった住民の記憶の風化や、災害時にまだ生まれていない子供達等へ向けた防災教育が課題となっている。

取組目標（案）【大淀川上流】

■5年間で達成すべき目標

大淀川の大規模氾濫に対し地域防災力を高め「水害に強い地域づくり」を目指す
～ 都城市街地の急激な水位上昇に対し「逃げ遅れゼロ」
「社会経済被害の最小化」を図る ～

■上記目標達成に向けた3本柱の取組

1. 現在までに進めてきた提言「水害に強い地域づくりのあり方について」をもとにした取組について、水防災意識再構築に向けた再検討と、さらなる推進を図る
2. 人づくり・組織づくりによる情報が「つたわる」環境と地域で避難する体制の充実、そして子供たちへの水防災学習推進の取組
3. 大規模洪水に対し被害を最小にするハード整備に加え、ライフライン等「まち」の機能を早期に回復する取組

今後のスケジュールについて

平成28年度

■協議会(本日) 平成28年6月2日 (大淀上流)

- ・規約確認
- ・取組状況の確認
- ・目標の策定
- ・スケジュールの確認

□協議会及び幹事会

- ・現状の取組状況の共有
- ・「水害に強い地域づくりのあり方について」(提言)の再検討
- ・提言を基にした取組方針の検討・作成(8月頃を目途)
- ・取組方針実施に向けた検討

平成29年度以降

□協議会

- ・取組状況の確認等
- ・取組方針のフォローアップ

※現時点での予定であり、変更の可能性があります。